

令和 4年 12月

篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月5日(月)～13日(火) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	5	月	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	12	6	火	考 案 日		
第3日	12	7	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	12	8	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	12	9	金	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第6日	12	10	土	休 会		閉 庁
第7日	12	11	日	休 会		閉 庁
第8日	12	12	月	予 備 日		
第9日	12	13	火	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和4年 第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令4年12月5日(月) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 8番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
52	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
53	篠栗町職員の降給に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
54	篠栗町地域部活動準備委員会設置条例の制定について	文教厚生 常任委員会
55	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
56	篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
57	篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
58	篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
59	令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
60	令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
61	令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会

令和4年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和4年12月7日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	5番	古屋 宏治	議員
2.	2番	藤木 高裕	議員
3.	1番	岩下 勝正	議員
4.	4番	品川 静	議員
5.	6番	田辺 弘之	議員
6.	3番	横山 和輝	議員
7.	8番	村瀬 敬太郎	議員
8.	7番	栗須 信治	議員
9.	12番	荒牧 泰範	議員

令和4年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和4年12月13日(火)午前10時開議

- 第1, 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第2, 議案第53号 篠栗町職員の降給に関する条例の制定について
- 第3, 議案第54号 篠栗町地域部活動準備委員会設置条例の制定について
- 第4, 議案第55号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第5, 議案第56号 篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第57号 篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第58号 篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第59号 令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について
- 第9, 議案第60号 令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第10, 議案第61号 令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第11, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和4年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月5日(開会)

令和4年 第4回 定例会 会議録

日時 令和4年12月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今長谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長		ま ち づ く り 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ だ も 育 成 課 長	松 岡 秀 策
社 会 教 育 課 長	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では、栗原会計課長が、病氣療養のため欠席しております。

ただいまから、令和4年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、議長において、7番、栗須信治議員、8番、村瀬敬太郎議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から12月13日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第52号から議案第61号までの計10議案でございます。

それでは、議案第52号から議案第61号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日は、令和4年第4回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

11月末からぐっと冷え込んでまいりました。银杏の葉が黄葉する間もなく、冬が訪れたようでございます。毎日、サッカーワールドカップの試合結果に一喜一憂しておりますが、本日夜半のベスト8をかけたクロアチア戦を多くの国民が眠気を我慢して応援することでしょう。

12月4日から10日までの人権週間に当たり、本日19時からクリエイティブ篠栗

で人権週間に伴う映画上映会を開催いたします。今年は「いのちスケッチ」です。今朝、私や三役、役場の課長で街頭啓発を行ったところでございます。夕方も同様に街頭啓発を行う予定でございますのでよろしくお願いいたします。

提案理由をご説明する前に、少しお時間をいただきまして最近の諸情勢について御報告いたします。

まず、11月5日に福岡県との共催で開催いたしました、第73回福岡県植樹祭では、議員の皆様におかれましてはご多忙の中にご出席いただきまして誠にありがとうございました。広報ささぐり12月号の1ページに、服部福岡県知事、桐明福岡県議会議長、地元選出の宮内秀樹衆議院議員、阿部議長、そして「みらいへとみどりの光とどけよう」という大会テーマ最優秀賞を受賞した深江大輝さん等とともに、記念植樹をした模様を掲載いたしました。議員の皆様をはじめ、町民の皆様にもクリエイト篠栗前の道を挟んだ篠栗ふれあい広場で、春・秋に咲く「ジュウガツザクラ」を楽しみにしていただければありがたいと思っております。

11月13日の篠栗町消防団非常呼集訓練では、水利から火点までの遠距離で急勾配の数百メートルに及ぶ長い送水訓練を行いました。厳しい水利の状況のなかでも何とか放水することが出来ました。新型コロナの影響で、中々ポンプを動かしたの訓練も出来ませんでしたので、火災発生時に備えた、大変重要な実地訓練が出来たと感じました。勿論、町民の皆様におかれましては、これから一番乾燥する季節でございます。火災予防に万全を期していただきたいと願っております。

また同日、和田地区におきまして下川原・天神免地区区画整理事業がスタートいたしました。国道201号線沿線では今後も新たな開発が続く予定です。少しずつ、篠栗の新しい姿が見えてきています。逐次議会にもご報告してまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましてはすでにご存じと思いますが、12月1日に、「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」（福岡オミクロン警報）が発動されました。県が発表した、いわゆる第8波下におけるこれまでの経過は、

「感染状況について、10月下旬以降、新規陽性者は増加傾向にあり、前週の同一曜日を上回る日が続いているものの、その増加ペースは、緩やかな状況となっている。

医療提供体制については、11月4日、病床使用率が『福岡コロナ警報』の発動の目安である15%以上となったが、その上昇のペースは、新規陽性者数と同様に穏やかであり、重症病床使用率も極めて低い状況となっている。

こうした状況の中、11月11日、国の分科会がオミクロン株に対応した新たなレベル分類を示し、18日には、国の対策本部において、今週以降の感染拡大で、保健医療への負荷が高まった場合の対応が決定された。これらを踏まえて、21日に『オミクロン株対応の福岡コロナ警報』を新設したところである」としています。

インフルエンザが流行時期でもあり、私たちは、これまでどおり、感染予防対策をしっかりと行い、冬場は暖房・エアコン等の使用で窓を閉めることが多くなるため、定期的に窓を開けるなど、換気を徹底いたしましょう。また、さらにオミクロン株対応等の新型コロナワクチンの早期の接種を検討していただきますようお願いいたします。

今後についてですが、国においては、第8波が落ちつけば、治療薬も承認したことから、感染状況に注意しつつも、新型コロナウイルスの分類を第2類から第5類へとする見直しの議論が開始されました。5類への見直しが実現すれば、マスクを外した日常生活に戻る、ウイズコロナの時代へと移っていくものと思います。もうしばらくの辛抱だと考えております。

11月17日に、3年ぶりに全国の町村長が一堂に会し、全国町村長大会が開催されました。この大会において、「長期化するコロナ禍や原油価格・物価高騰等が、国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしている。加えて自然災害も頻発している。国と地方は総力を挙げて、感染症対策をはじめ、度重なる災害からの復旧・復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生推進による分散型国家づくりに取り組んでいかなければならない。われわれ町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意である。」として17の項目の決議をいたしました。

また、いまこそ、新型コロナウイルス感染症対策の充実強化と地域経済の再生に向けた実効性のある取り組みを通じて、国民の安全・安心な暮らしを実現しなくてはならないとする「新型コロナウイルス感染症対策の充実強化と地域経済の再生に関する特別決議」。

我々町村は「農業の発展」と「農村の振興」を追求することが、食料安全保障の強化や持続可能な地域の確立、強靱な国土の維持・形成につながるものと考えとして、「食料安全保障の確立と持続可能な農業・農村政策の推進に関する特別決議」。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、われわれ町村長に課せられた最大

の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取り組みを一層推進することが喫緊の課題であるとして、「全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議」を行い、これら4つの決議を全国926町村長の総意として、実現を強く求める決議をいたしました。

町村の多くは、農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしているということを改めて実感した全国町村長大会でございました。

以上、諸情勢報告をいたしました。

それでは、本定例会に提案しております、議案第52号から議案第61号までの10議案について説明をいたします。

議案第52号は「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。制定の主な内容は、職員の定年年齢を段階的に引上げ65歳とする等の規定の整備を行うものであります。

議案第53号は「篠栗町職員の降給に関する条例の制定について」であります。本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年引上げによる役職定年制に伴う職員の降給に関する規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

議案第54号は「篠栗町地域部活動準備委員会設置条例の制定について」であります。本議案は、スポーツ庁による運動部活動の地域移行に関する検討会議並びに文化庁による文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、篠栗町立中学校における地域部活動移行を推進するための準備委員会を設置するにあたり、所要の規定を整備するために本条例を制定するものであります。

議案第55号は「住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定するものであります。制定の内容は、実施区域で変更となる町名等について、改正を行うものであります。

議案第56号は「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備するため、

本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、選挙運動の公費負担に係る限度額が引上げられたことに伴い、政令に準じた改正を行うものであります。

議案第57号は「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本条例は、篠栗町立篠栗幼稚園及び北勢門幼稚園を令和4年度末で廃園することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第58号は「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町立児童館の指定管理者制度の運用に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、放課後児童クラブに係る各種様式の名称等を改正するものであります。

議案第59号から議案第61号までの3議案は令和4年度補正予算であります。

議案第59号は「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」であります。当該補正予算は、令和4年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ1億2,546万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ124億335万7,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方交付税を6,317万7,000円、国庫支出金を3,826万8,000円、県支出金を2,199万7,000円、町債を130万円それぞれ追加するものであります。

次に、主な歳出につきましては、総務費におきまして、税務総務費といたしまして、町税過誤納付還付金200万円、戸籍住民基本台帳費といたしまして、本人確認書類裏書印字システム購入159万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

民生費におきましては、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付8,000万円、児童福祉総務費といたしまして、障がい児保育事業補助金317万4,000円、児童運営費といたしまして、国庫支出金返還金969万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

衛生費におきまして、母子健康推進費といたしまして、養育医療費118万1,000円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、農業振興費といたしまして、女性認定農業者育成事業補助金100万円を追加するものであります。

消防費におきましては、防災費といたしまして、国土強靱化計画策定及び地域防災計画改定業務委託料を800万8,000円減額し、地域防災計画及び国土強靱

化計画印刷製本費 110 万円を追加するものであります。

教育費におきましては、各小学校費といたしまして、教室分割改修等工事費 3,382 万 5,000 円、電子黒板等購入費 581 万 3,000 円、篠栗幼稚園費といたしまして、備品廃棄及び運搬等手数料 381 万 7,000 円、社会体育施設費といたしまして、記念体育館外壁調査委託料 159 万 5,000 円をそれぞれ追加するものであります。

災害復旧費におきましては、農地災害復旧費といたしまして、山王地区農地災害復旧工事費 130 万円を追加するものであります。

債務負担行為につきましては、インボイス導入支援業務委託ほか 6 事業につきまして、令和 5 年度から令和 7 年度に総額 7,966 万 2,000 円追加するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものといたしまして、地域活性化事業を 130 万円追加するものであります。

議案第 60 号は「令和 4 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」であります。当該補正予算は、令和 4 年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ 1,467 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 9,238 万 1,000 円とするものであります。内容は、傷病手当金及び県補助金等の額の確定による返還金の増額補正を行うものであります。

議案第 61 号は「令和 4 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について」であります。当該補正予算は、令和 4 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算に、人件費の補正により第 3 条収益的収入及び支出において、支出に 21 万 4,000 円を追加し、収益的支出の総額を 8 億 4,660 万 2,000 円とし、収益的支出額に対する 2,068 万 5,000 円の黒字予算とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第 4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第 52 号から議案第 61 号までの 10 議案を一括議題といたします。

お諮りします。

まず、議案第52号から議案第58号までの7議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第59号から議案第61号までの補正予算3議案については、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、7番、栗須信治議員、副委員長は、5番、古屋宏治議員です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時21分

令和4年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月7日 (一般質問)

令和4年 第4回 定例会 会議録

日時 令和4年12月7日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今長谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長		ま ち づ くり 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ だ も 育 成 課 長	松 岡 秀 策
社 会 教 育 課 長	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	生 野 崇
係 長	水 江 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では、栗原会計課長が病気療養のため欠席しております。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧（1ページ）の注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は9名でございます。

質問時間は申合せにより答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

御協力をお願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、古屋宏治議員。

通告数は1問です。

○議員（古屋 宏治） おはようございます。

議席番号5番、古屋宏治でございます。

本日は、2022年は、わが町の上位計画である篠栗町都市計画マスタープランの中間年次であり、検証の時期であるため「都市計画マスタープラン見直しについて」の質問をさせていただきます。

都市計画マスタープランは、町の目指すまちの姿とその実現に向けたまちづくりの基本的な方針と具体的な方策を示すものとされております。

現行マスタープランは、7つのまちづくりのテーマを掲げ、平成24年を基準年次とし、20年後（令和14年）のまちの将来・町政発展を見据えた都市づくりに向けた基本的な方針を定めたものとなっております。平成24年からのこの10年間で、社会情勢の変化、市街地の状況など、すさまじく大きく変化してきたと思います。今年度末は、ちょうど現行マスタープラン作成から10年目のマスタープラン見直しの中間年次となります。この大きな社会情勢の変化や時代のニーズを踏まえた、新たなまちづくりの大切な時期となりました。

また、第6次篠栗町総合計画「ささぐりみんなの羅針盤」の最終年度でもあり、これからのわが町の最も重要な検証の時期であります。これから先、扶助費等経費は避けられず、いろいろな面での歳出増加により、財源は厳しいものと予想されます。令和5年度秋のグランドオープンを抑えた北地区産業団地開発での税込増加や、雇用機会の増大、働き手世代の人口流入等の見込みがありますが、安全安心で活力と潤いのあるまちをつくっていくためには、成長の勢いを加速させ、さらなる財源や雇用の確保が必要であると考えます。

そのためにも、思い切ったマスタープランのゾーンの見直し、調整区域の見直し、用途地域の見直し等、大胆な町の都市構想の見直しも必要であると思います。

現状維持こそが大火の始まりであります。

篠栗町の未来に新しい種をまき、10年後、20年後の子どもたちが、さらなる夢を描けるまちとなっていることを希求し、マスタープランの見直しの進捗と、今後のまちづくりについての方針の考え方、まちづくりの将来像について、町長にお考えをお聞きいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいまは、古屋議員から都市計画マスタープランの見直しについての御質問をいただきました。

まず、都市計画マスタープランの上位計画である篠栗町総合計画について、少しお時間をいただいて御説明をいたします。

今後のまちづくりの方針の考え方、まちづくりの将来像については、現在、第7次篠栗町総合計画の策定を、各課職員にて素案作成し、全課長が委員となる策定委員会にて揉み上げ、外部委員の方々への審議会への諮問にて審議が行われているところでございます。この総合計画は町の最上位の計画であり、期間は令和5年度から令和9年度の5年間、令和9年度に成果指標を数値で設け、目標達成を目指すものであります。

子どもたちが親世代となる20年30年後を見据えつつ、本町の今後5年間のまちづくりのビジョンとして、住民・行政の協働の方向性を示し、共感・共有できる目標、効果的な施策を盛り込んだ実効性のある指標として策定を行っております。

議員の言われる「今から種をまき10年後20年後に子どもたちがさらなる夢を

描けるまちとなっていることを希求し、まちづくりの将来像をつくる」、そのために第7次総合計画を今取り組んでいるところでございます。

そのことを前提として踏まえまして、御質問の都市計画マスタープランの見直しにつきましては、都市整備課長から答弁をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） それでは、都市計画マスタープランの見直しについての御質問にお答えします。

現マスタープランにつきましては、平成24年を基準年次とし、20年後である令和14年を目標に見据えた都市づくりの方針を示すものとして、中間年次であります本年度において、社会状況の変化や時代のニーズ等を踏まえ、必要な検証を行うこととして、改訂を実施しているところでございます。

現在までに、マスタープランに基づいた民間からの開発実施計画を受け、県を含めました関係各所との協議を逐次行っておりますが、協議においてマスタープランの内容との整合性を求められます。その中で、指摘等があった箇所における表現等の修正や追加などを行っているところでございます。

また、都市計画マスタープランは最上位計画であります篠栗町総合計画に即するとともに、関連する農業や環境・福祉等の計画と連携して定める必要がございます。特に、総合計画につきましては、第7次篠栗町総合計画を令和4年度中に策定予定でありますことから、確定した内容を踏まえた上で、マスタープランを定めたいと考えております。議員の御指摘にありますゾーンの見直しにつきましては、先述の状況、また調整区域の見直し、用途地域の見直しにつきましては、マスタープランに基づき計画実施される開発等の実情や周辺域における市街地の形成などの状況を踏まえた上で、県が実施します定期線引きの見直し等の際に実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 古屋議員、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（古屋 宏治） 第7次篠栗町総合計画を令和4年度中に策定予定ということですが、これをもとに都市計画マスタープランを考えてあるのだと思うんですが、今の町長のお考えの中で、町がこういうふうにならっていくとか、何と申しますか、「ゾーンの見直し」と言っていますが、町民の皆さんが見たときに、例

えば、田園ゾーンがどういうふうに変わっていくのか、産業ゾーンがどういうふうに変わっていくとか、そういう町長の構想というのをお聞きしたいんですが。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今回の御質問についてお答えいたしますが、まずは、第7次総合計画を令和5年度からスタートさせるに当たって、本来、今年中に、マスタープランの中間見直しを行うということにしておりましたが、やはり上位計画との整合性をしっかり取るために、今お話がありましたように、都市計画マスタープランは、総合計画がスタートするときに合わせてしっかり見直していこうということでございます。

あわせて、度々、古屋議員から御質問もありました、農業人口の減少あるいは担い手の将来の不足、それとあいまいな形での私どもの町のポテンシャルの増大、これはやっぱり、農業から離れたいろいろな土地利用を目指したいということでの民間からの要望も含めてでございますから、そういうことも踏まえて、今あるゾーンの具体的な見直しだけではなくて、農業振興地域も含めたところで、今後の、私どもマスタープランの後半の10年間に、こういうふうに変わるぞという意図をしっかりと盛り込んだ新しいまちの姿をつくり上げてまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 町民の皆様は、この篠栗町が、利便性が高く快適で自然環境と調和がとれた自然や歴史を感じ、災害にも強く安心して、暮らせるにぎわいのある人にやさしい住みやすいまちづくりを希望してありますので、それに向けて、ぜひとも、第7次計画それからマスタープランの見直しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） では、次に行きます。

質問順位2番、藤木高裕議員。

○議員（藤木 高裕） おはようございます。

議席番号2番、藤木高裕でございます。

早速質問に入りたいと思います。

福岡市が新たに始めた、子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されず個性や能力を伸ばし自己肯定感を育むようにと始まった「福岡市子ども習い事応援事業」。

篠栗町でも、町民の命を守る条例を施行し取り組みを始めております、子どもの

命を守り、そして、子どもの能力を育むという観点からも非常によいと思いました。この取り組みを篠栗でも行ってみたいかどうかと考え、福岡市の条件をもとに、以下の質問をいたします。

1、篠栗町の小学5年生から中学3年生の人数は何名でしょうか。

2、このうち生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯は、どの程度でありますか。

3、福岡市の条件と同じ、子ども1人当たり月額1万円を交付した場合、およそどのくらいかかるのでしょうか。

4、習い事やこの学習支援事業を行っている他の自治体はありますか。

以上、4点でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁者。

はい、学校教育課長。

少し、待ってください。

教育長に通告を出しているので、大きな答弁は教育長が行って、「詳細についてはどこの課に言わせます」というようにしてください。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 先ほどの答弁について、詳細につきましては、学校教育課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、学校教育課長。

○学校教育課長（田中 久善） おはようございます。

学校教育課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

藤木議員の「篠栗版子ども習い事応援事業の検討を」についての御質問にお答えいたします。

一つ目の御質問は、「篠栗町の小学校5年生から中学3年生の人数は何名か」との御質問でございます。令和4年10月1日現在の篠栗町の小学校5年生から中学校3年生の児童生徒数の合計は1,667人でございます。

二つ目の御質問は、「このうち生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯はどの程度か」という御質問でございます。このうち概算ではございますが、生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯に関わる小学5年生から中学3年生の児童生徒数の合計は、約230人でございます。

三つ目の御質問は、「福岡市の条件と同じ子ども1人当たり月額1万円分を交付

した場合およそどれぐらいかかるか」との御質問でございます。まず、福岡市子ども習い事応援事業とは、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されずに、個性や能力を伸ばし、自己肯定感を育めるよう、電子クーポンを交付し、文化・スポーツ教室・学習塾などの習い事にかかる費用を助成するもので、この事業に登録した文化教室（ピアノ教室・習字教室・プログラミング教室）、スポーツ教室、学習塾などで利用できるようです。

この事業の条件として、交付助成対象者は、福岡市在住で生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者、交付助成額は、子ども1人当たり月額1万円分のクーポンを毎月終日に交付、有効期間は1か月、クーポン利用期間は、令和4年7月から令和5年3月の計9か月間の各月となっております。これを篠栗町に置き換えて交付した場合、交付助成対象者の子ども約230人に1万円分のクーポンを9か月間交付したとすると、2,070万円の費用が必要となります。この事業を委託する場合などは、別途委託料が発生すると思われまます。

四つ目の御質問は、「習い事や学習支援事業を行っているほかの自治体はあるのか」との御質問でございます。近隣の市町での情報収集を行いましたところ、福岡市以外事例がございましたが、生活保護世帯または児童扶養手当受給者の皆様に、このような多方面からの経済的支援事業は大変すばらしく、篠栗町教育委員会といたしましても、子どもたちの個性や能力を伸ばし、自己肯定感を育むための貴重な御意見として参考にさせていただき、さらなる学校教育の充実に努めさせていただきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終了しました。

藤木議員、再質問ございましたら。

はい、どうぞ、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 単刀直入にお聞きたいんですけど、私は、この2,000万円は決して高くはないと思いますが、学校教育課としてはこの2,000万円という金額はどのように感じられるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 課長、ございますか。

はい、どうぞ。

○学校教育課長（田中 久善） 決して、高い金額とは思いません。

まずは、学校教育課といたしましては、外側にあるといたしますか、学校教育の外

側にある塾や、その他習い事に補助するのは大変いいのですが、まずは、自分たちの学校教育課のエリア内での教育課程を充実させるところに重点を置きたいと思っております。

ただ、この事業に対して、高いか安いかということでは、すばらしい事業と感じておりますし、決して高い事業とは思っておりません。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 答弁ありがとうございます。

ぜひとも前向きに検討していただいて、例えば中学生に限定するなどして、ぜひとも篠栗町でも取り組みを取り入れていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議員（荒牧 泰範） 議長、今の質問についていいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 今の質問は、藤木議員は教育長に答弁を求められていて、この福岡市の事業がすばらしいものと捉えてあるのか、それとも取るに足りないものなのか、今やろうとする意思があるのかないのか。最後の質問にしても、予算の執行ですので、教育長からの答弁でないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） そのとおりです。答弁を受けましたけど、教育長が大局は答えるべきです。

はい、教育長、どうぞ。

○教育長（今長谷 寛） はい、お答えさせていただきます。

学校教育課長が申しましたように、この事業に関しましては、非常に子どもたちの学習支援という意味では、大変すばらしいものであるというふうに私も考えております。ただ、この件につきましては、福祉事業とのかかわりもありますので、再度十分精査しながら、学校教育といたしましても、まだまだ取り組まなければいけない部分がたくさんあるというふうに考えております。

具体的なものにつきましては、先ほどから話が出ております総合計画を受けて、第3次教育大綱を、令和4年度から施行するように計画しておりますので、その中でうたいたいと思っておりますが、しっかり、子どもたちの中で取りこぼさない、全ての子どもたちの居場所ができる学校でありたいというふうに考えております。そういう事業形成をしっかりと学校には指導をしていきたいというのが一つでございます。

二つ目は、この後の各地域学校協働活動というのを、今、進めております。各地域において子どもたちの居場所をつくり、子どもたちが各地域でも存在があり、また、学習支援も受けられるような、そういうふうな構造も大事であるというふうな形での方針を今考え、計画をしているところでございます。

最後三つ目でございますけれども、後の質問にもありますが、地域部活動等の意向もあります。したがって、子どもたちの特性や個性、これを生かせるような場、これもそういう場でもつくりたいというふうに思っておりますので、多方面の方針、方向性を持って、この事業については、まずは取り組みたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

○議員（藤木 高裕） はい。

○議長（阿部 寛治） 教育長、まだまだ慣れないところがあるのですが、大局、予算というところは、きっちり見て、課長に任せないで、教育長の方針を、まず答えて、詳細にわたってのことは課長に振るように、そういう答弁を重ねていってください。お願いします。

質問順位 3 番、岩下勝正議員。

○議員（岩下 勝正） 議席番号 1 番、岩下勝正でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

今年も残り僅かとなりましたが、本年を振り返りますと、コロナ禍において作成された計画や目標が十分に達成出来ずに、進捗状況も余儀なく延滞が生じるような事象や、課題もあったのではないかと思います。

また、一方では、様々なイベントや催しも開催され、町民の皆様方の元気なお姿を拝見させていただきました。徐々に生き生きとした晴れやかな日常に戻りつつあるかと思えます。

来年、篠栗町も新しくランドマークとも言える北地区産業団地が稼働し始め、町民の皆様も期待が膨らむばかりでございます。次年度篠栗町総合計画も大詰めの時期で、町内外の英知を集積され、盤石な羅針盤が作成されるものと期待をしております。

そこで、表題の質問に入りますが、地方特有の人口減少加速化といった地方課題について、国をはじめ、地方公共団体の取り組みとして、移住の促進に力を注ぎ、様々な情報発信を行われております。県では、“福岡よかここ移住相談センター”

や各ポータルサイトで発信され、センターを通じ、篠栗町に移住された6世帯10名の実績もございます。

我が篠栗町のスローガンでもある「いつまでも住みたい いつでも訪ねたい」を将来にわたって実現していくためにも、さらなる推進が必要であろうかと思えます。取組施策の一環として、テレワーク施設を整備している郡内4施設、また、移住支援金を支給している町村もございます。また、東北地方では、空き家をあっせんし、移住促進している町村や、古民家をリノベーションし店舗住宅などの有効利用する手法の地域もございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の項目としまして、さらに推進強化していくために、以下2問、質問させていただきます。

1問目、現在、空き家対策条例のほうは協議しておりますが、微増している空き家の有効利用として、空き家バンク等のあっせんで、移住促進を図るなどの実例もございますが、その点の見解をお尋ねいたします。

2問目、篠栗町の最大の魅力発信を最大限発揮しうる情報ツールやイベントフェスタなどの次年度の計画はどうなのか。

2点、お尋ねをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 岩下議員からの「篠栗町の移住定住促進について」の御質問にお答えいたします。

第6次総合計画にうたっている「いつまでも住みたい いつでも訪ねたい町」を実現するために、各課が知恵を絞り産業観光・都市整備のみならず、子どもたちの教育・生活環境の向上、福祉全般や健康維持増進等、行政全般で事業を進めているところでございます。

そうした点を踏まえた上で、御質問の2点につきましては、まちづくり課長からまず答弁をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） おはようございます。

まちづくり課、大内田と申します。よろしく願いいたします。

まず、一つ目の御質問「空き家対策条例を協議しているが、微増している空き家

の有効利用として、空き家バンク等のあっせんで移住促進を図るなどの実例もあるが見解を」についてでございますが、現在、空き家に関する実態調査を実施中でございます。調査結果をもとに所有者の意思確認などを行い、活用への可能性を探っていきたいと考えております。

また、空き家バンクにつきましても、空き家の所有者の利活用に関する意思確認において、情報発信などの手段を得ながら、町内の不動産業者とも協議の上、移住促進や有効活用に結びつくような仕組みをつくり、今後検討をしてまいりたいと思います。

続きまして、二つ目の御質問「篠栗町の魅力発信を最大限発揮しうる情報ツールや、イベントフェスタの次年度計画について」でございますが、現在、本町の情報発信ツールといたしましては、広報紙・ホームページ・フェイスブック・Instagram・dボタン広報誌・LINEと、この6つのツールにて、情報や町の魅力などを発信いたしております。また、イベント等においては、ウイズコロナの中、関係各課、計画検討されている状況であり、決定すればこれらのツールにて随時発信されることとなります。

最後となりますが、今後は、財産活用課とDX推進での協議も交えながら、新たな情報ツール等を検討し、移住定住につながり、住みよい町、魅力あるまちの情報発信に努めてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりました。

再質問をどうぞ。

はい、岩下議員。

○議員（岩下 勝正） 答弁ありがとうございました。

篠栗町の知名度をアップして、篠栗町の魅力を発信し、1件でも多く移住され、また定住されるように願って、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） はい、質問順位4番、品川静議員。

○議員（品川 静） 議席番号4番の品川でございます。

本日は、二つ質問させていただきます。

まず一つ目ですが、現在、町内では住宅地の開発が進み、住宅1次取得年代の子育て家庭を地域全体で支援する体制づくりが急務です。子育てを地域で総合援助するファミリーサポート事業の充実はさらに重要になってくると思います。特に、育児援助を提供する側の「まかせて会員」不足解消や、会員の負担軽減が必須だと考

えます。以前質問した、その後の状況を含めて、会員の負担軽減や援助の幅を広げるために規定の緩和が可能かどうか、次の質問をいたします。

1、育児援助を提供する側の「まかせて会員」は増員出来ているのか。

2、養成講座のオンライン受講は可能になったのか。その他、受講しやすくなるよう改善はあったのか。

3、自宅預かりのハードルを下げるために、17時以降、自宅以外の預かり可能な場所の提供は可能か。

4、提供会員の「まかせて会員」の労力軽減のために、手書き援助活動報告書の捺印廃止や、文書の電子化など、提出方法を簡略化出来ないのか。

5、保護者双方の同意があれば、重なる時間帯の援助依頼を受けられるようにはならないのか。

以上をお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

どうぞ、こども育成課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） おはようございます。

こども育成課長の松岡でございます、それでは、品川議員の「ファミリーサポート会員の負担軽減と規定の緩和を」の御質問にお答えいたします。

まず、ファミリーサポートセンター事業は、平成28年10月に久山町と合同で立ち上げ7年が経過いたしました。主に、乳幼児や小学生等の児童の預かり援助を受けたい者と、援助の提供を受けたい者との調整を行うことで、地域における育児の総合援助活動を推進し、共働きの子育て世帯や、ひとり親家庭等の支援などを図ることを目的に実施しております。

それでは御質問の内容が複数にわたっておりますので、順次お答えいたします。

まず、「育児援助を提供する側の『まかせて会員』は増員出来ているのか」との御質問ですが、まかせて会員は、令和元年度が41名で本年度が49名と3年間で8名の増でございます。これに「どっちも会員」さんが、令和元年度が27名で本年度が36名と3年間で9名増でございますので、合計17名増と考えております。

現状、運営に支障があるほど、「まかせて会員」が不足している状況ではございませんが、「まかせて会員」の負担軽減のためにも、会員増は重要な課題であると認識しております。

次に、「養成講座のオンライン受講は可能になったのか。受講しやすくなるよう何か改善はあったのか」との御質問ですが、この御質問は、令和3年第2回定例会

の一般質問で、品川議員からの提案でございましたので、委託先である社会福祉協議会とも協議をいたしております。御質問当時は新型コロナウイルスが蔓延し、対面での講習等を控える状況でございましたが、その後は少し落ちたこともあり、通常での講習としておりました。しかし、新型コロナウイルスは終息したわけではなく、今後、受講者が感染することも考えられるため、令和5年度の講習会から、対面とオンラインのどちらでも選択できるよう準備をいたしております。ただし、全ての講座がオンラインでできるわけではございません。講座の内容によっては、会場での受講が必須となります。また、講習会自体が、会員同士の交流の場やマッチングの機会ともなっておりますので、できる限り参加していただきたいと考えております。

次に、「自宅預かりのハードルを下げるために、17時以降で自宅以外の預かり可能な場所の提供は可能なのか」との御質問ですが、19時までであれば、児童館を使用することは、御相談により可能でございます。

またオアシス篠栗のキッズルームや図書館、クリエイト篠栗などは、使用状況によっては利用可能でございます。

次に、「提供会員の労力軽減のために、手書きの援助活動報告書の捺印廃止や文書の電子化など、提出方法を簡略出来ないのか」との御質問でございます。既に援助活動報告書の捺印は廃止しております。また、報告書の文書を、メール等で提出することも可能でございます。現状では、報告書等を提出していただいた際に、活動時の「ヒアリハット」や、まかせて会員の困ったこと、要望などの情報把握も並行して行っておりますので、メールで提出後にはアドバイザーから確認の電話をさせていただくことがございます。

最後の、「保護者双方の同意があれば、重なる時間帯の援助依頼を受けられるようにはならないのか」との御質問ですが、まかせて会員は複数でも構いませんが、基本的には一対一の活動が原則であり、子どもの安全確保の観点からも、まかせて会員が同時に重複した援助活動は控えていただいております。

ファミリーサポート事業は、利用者に対する安全安心の担保が重要であると考えておりますので、事業の趣旨を御理解いただきたいと思います。

以上で、品川議員からの一般質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの答弁に対して、再質問はございますか。

はい、品川議員。

○議員（品川 静） オンラインの受講ができるようにということで、引き続き検

討・準備をしていただいているということはうれしく思います。ありがとうございます。

感染予防の意味合いだけではなくて、やっぱり平日の昼間に、気持ちがあってもなかなか受講が出来ないという方もいらっしゃるので、そういった場合に、オンラインで、後で動画を見てフォローが出来るということがあれば、会員になりやすいということもあるので、それもあわせて引き続き検討していただければと思います。

あと今、事業が滞るようなことはないということだったのですが、実際、今の活動の現状では、提供側の会員というのは不足しているのでは、というふうに私は感じています。

一つは、人数は確保されていますが、実働している人数というのは、そこからまた減ると思いますし、実際、まかせて会員の方というのは、複数の方をフォローして援助しています。しかも、だいたい保護者の方が「お仕事をされている時間で、お迎えに行けないとか習い事に送迎が出来ない」ということでいうと、希望される時間も、すごくそこに集まってしまい、同じような時間に重複してしまうということがあるので、最初に、1人受けている場合に、あとの方をお断りするということが度々あるということである。報告書に記載がない会員同士のやりとりの中で、実際、ニーズに答えてられてないということが起きている。そういうものは、報告書には載らないことだと思いますので、数字だけではなくて、現状というのを、もう一度見ていただけたらと思います。

あと、一対一というのは、もちろん、安全を確保するというのは大事なんですけども、例えば、よくあるのが、同じ児童館から別のところへ送る、同じような時間帯に出発場所は一緒だけれども、送り先の家が違うとか、あと習い事だったら、迎えに行ってお届けしました、習い事をしている1時間から1時間半は空いている時間であっても提供している時間という場合があるので、その活動が重複して出来ない、今、思っているんですが、次のお迎えの時間がくる1時間半の間に送迎だけだったらできるという場合もあったりするので、安全というのはすごく大事ですが、条件がそろえば活動できるというふうにしていただけたら、報告書に載ってない部分の、お断りになっている部分というのもフォローできるのではと思うので、その辺の検討はしていただけますか。

○議長（阿部 寛治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） 今、品川議員が申されました「例えば送迎をして空いている時間帯」その間につきましては、実際、援助をしている時間帯が重なる

というようなことにはなりませんので、そういった部分については、事務局のほうとも話をしながら、今後、対応ができるようには検討していきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

○議員（品川 静） あと一つ、報告書の件なんですけれども、メールが可能になっているとか、捺印が不要になっているということ、私がやりとりしている方というのは知らないです。知りませんので、実際、複数の、まかせて会員にお願いしている人は、月末になると報告書の提出が必要になるので、「3枚つづりの報告書に手書きで書いたものを、1軒1軒回って、サインして、捺印して、というやりとりをして、それをさらにまた、まかせて会員はオアシスの事業所に届ける」ということが発生しているので、これは、周知をして頂いて、もう一度皆さんに、報告書がそういうふうに改善されている、メールとかのやりとりがオーケーだとか、全員ではなくなったというのは、多分、私の周りの人は知らないなので、教えていただけたらと思います。

これは要望としてお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（阿部 寛治） 1問目は終わりですか。

○議員（品川 静） はい。二つ目の質問に移ります。

○議長（阿部 寛治） はい、2問目どうぞ。

○議員（品川 静） 次は、「森林の新たな価値を見だし、企業向けのプログラム開発を」ということで質問させていただきます。

篠栗町の面積の7割を占める森林は、巨木を中心とした貴重な生態系がまだ残っており、森林の多様な価値は、次世代への財産としてできる限り、健全な形で残していくべきです。そのためには、森林の現状を把握し、価値を見いだしていくことが大切であると考えます。

篠栗町の森のシンボルは、日本一の巨木になってほしいと名づけられた「大和の大杉」で、胸高回りは16.15メートルとも16.2メートルとも看板に書かれています。一方、有名な屋久島の縄文杉は胸高周りは16.4メートル、大和の大杉は、既に縄文杉に匹敵する巨木ということになりますし、計測から年数がたっているなら、縄文杉を超えている可能性もあります。「大和の大杉」のデータは、いつ計測されたものなののでしょうか、また、再計測は可能か、お聞かせください。

また、森の価値は木の大きさだけではありません。新しいエビデンスの収集や分析を行い、篠栗町の森林の価値をアップデートすることで、新たな情報発信が可能

だと思われませんが、それもあわせてお考えをお聞かせください。

また、森林の多様な価値を生かした企業研修も増えています。現在、森林の学術的研究が広がる中、森の癒やしの効果だけではなく、「認知能力が促進される」や、「人間性を支える前頭前野が活性化される」など、森林の効果を示す脳科学の分野などのエビデンスも示されてきています。それは、森林が企業の求める生産性の向上、健康増進、ストレス軽減、リーダー育成などのニーズに総合的に応えられるということではないでしょうか。

森林の効果を企業に広く訴えていくためにも、科学的エビデンスは必要です。

先日、篠栗の森林セラピーにも、企業からメンタルヘルスと新人研修の依頼があり、ニーズに合わせてプログラムを見直し、それぞれに対応しましたが、現在は、森林での現地研修のみの対応となっております。前段に座学を入れるなど、トータル的な企業向けプログラム開発を積極的に行うことで、より大きな研修効果をもたらし、さらに企業のニーズにこたえることが可能になると思われます。

また、研修プランの拡大により、研修参加者の町内滞在時間も増加し、篠栗町の魅力をより知っていただくよい機会になるのではないのでしょうか。

森林セラピーの企業対応へのお考えを町長に伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 品川議員からの「森林の新たな価値を生み出す企業プログラムの開発を」という御質問にお答えいたします。

その前にまず1問目の御質問のときに、私ども通告書ではこども育成課長ということでしたので、私からの答弁を控えましたが、タブレット上には私の名前も載っておりましたので、すみませんでした。

今後は、また、しっかりと最新の情報をもとに答弁してまいります。

御質問には2点の内容がありました。この2点につきましてはまず、産業観光課長から答弁をいたした上で、最後に私から、現在の状況、これからの可能性について答弁をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 失礼いたします。

初めに、若杉山の「大和の大杉」のデータ再計測につきましてお答えいたします。

「大和の大杉」は、平成12年7月に、福岡森林管理署長及び福岡県文化財保護審議会委員など5名からなる調査団が現地を調査いたしまして、全周囲長16.1

5メートルとする測定結果が、本町教育委員会あてに提出されております。

さらに、平成12年10月に、同調査団と福岡県森林林業技術センターの合同によるDNA分析が実施され、枝分かれている木は、同一個体の株立ちである可能性が極めて高いとする調査結果が、平成13年3月に報告されております。

その後、大和の大杉を含む一帯の巨木杉をめぐる周遊性をより充実させるため、平成14年に町で遊歩道を開設いたしました。町の観光名所としてはもとより、環境保護や自然学習の場として、多くの人に親しまれているところでございます。御指摘の「大和の大杉」のデータの再計測に関しまして、最初の計測から約20年経過していることもあり、再計測により新しいデータを提示できることは、情報発信の上では意義があると考えております。データを計測するに当たっては、当時と同じ方法で行う必要がありますので、調査をしていただいた、福岡県文化財保護課並びに一帯の国有林所管の福岡森林管理署に、今後、協力をお願いしたいと考えております。

次に、森林セラピーの企業対応への考えについてお答えいたします。

平成27年に、メンタルヘルス対策が企業に義務化され、本町でも、平成28年から、森林セラピー体験を企業研修として受入れ始めました。

個人による申込みは、自発的に「森林セラピー基地・篠栗」の癒やしを求めてこられるのに対し、企業研修は受動的に参加する方が多く、幅広い年齢層に効率的にアプローチが出来ます。また本町を認識してもらうきっかけや、篠栗ファンになってもらうきっかけにもなると考えております。さらに、企業研修は5人以上の参加が多く、本町の魅力が伝えられれば、今後の関係人口の増加も期待できるため、企業研修の受入れを積極的に行いたいと考えております。

コロナ禍により、企業研修の受入れは中断しておりましたが、今年度からまた企業研修の要望があり、11月に3件、合計72名を受入れました。通常、森林セラピーは10人単位で案内するため、1日当たりの受入れ可能人数は少数ですが、今回は、町内の旅館と連携し、メニューの入れ替えにより、半日で20名以上の方を受け入れることが出来ました。

今後は、町内の事業者と連携しながら、組合せ可能なプログラムを増やし、健康増進やコミュニケーション強化、また、メンタルヘルスを目的とする研修など、多様化するニーズに合わせながら、町の特色を生かしたプログラムの開発に努めてまいりたいと考えております。あわせて、定期的に、継続的な受入れを目指すためにも、十分なニーズの把握、研修目的に対応した森林セラピーガイドができるよう、

案内人のスキルアップ支援にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、町長どうぞ。

○町長（三浦 正） はい、直近の情報でございますが、地元の金融機関とコンサル会社がタッグを組んで、うきは市での森林セラピー企業研修のためのイベントを開催するという事をお聞きしております。早速12月21日に、この主催者を呼んで、篠栗町での取り組みのための説明を受けることとしております。

企業のメンタルヘルスのための研修や、新人研修の中での森林セラピーの研修、この需要は高まってきていると感じております。

福岡県森林セラピー基地ネットワークのうきは市・八女市・豊前市の各市町とお話しする場が多くございますが、それぞれの基地が、セラピーをベースに、広がりを見せる取り組みを継続して行っているところでございます。

森林セラピーという概念が登場して16年、篠栗町が認定を受けて13年になりますが、ウイズコロナの時代が近づいた今こそ大いに知恵を絞り、取り組みに広がりを持たせる時期であると思っております。

また、福岡市に外資系の大手ホテルが開業予定でございますが、開店準備室の方が、近々篠栗町観光協会に、お遍路と森林セラピーのためのオプションツアーの企画の可能性について協議にお越しになるというふうに聞いております。

海外からの旅行者へのアテンドも含めて、すぐそこに新たな展開の入り口が見えていると感じているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 品川議員、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） ありがとうございます。

すごくタイムリーなお話が進んでいるということを知って、とても期待できると思っておりますので、積極的な事業展開を今後ともよろしくお願いします。

以上、終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位5番、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号6番、公明党の田辺でございます。

今回は、「スマホ講習でデジタル格差解消を」ということで質問いたします。

来年1月5日から31日まで、篠栗町内の対象店舗でキャッシュレス決済サービスを使用して支払いをした場合、決済金額の20%のポイントが付与されます。

キャッシュレス決済は、スマホアプリで行い、使いこなしている人は、これを簡単に利用出来ますが、いわゆる、ガラケーからやっとスマホを購入したが電話をかけるだけ、という方もいらっしゃいます。政府は、現在使われている健康保険証、2024年の秋に廃止し、マイナンバーカードへ一体化した形に切り替えると発表、まず初めに、アンドロイドのスマホにその機能を搭載予定だと言います。

岸田総理は国会で、「高齢者など、デジタル技術に不慣れな方に対して、デジタル推進員を配置し、身近な場所でデジタル機器の使用方法を学べるようにするなど、全ての人々がデジタル化のメリットを享受でき、誰1人取り残さない、デジタル化の実現を目指します。政府においても、デジタル人材の採用を進めるほか、経済界や教育機関等とも協力して、地方におけるデジタル人材の育成の取り組みと連携をしております。」と答弁しました。

総務省の調査では、デジタル活用に支援を必要とする高齢者は約2,000万人、そこで全小中学校区でのデジタル活用支援によるスマホ教室の開催など、身近で支援を受けられる、誰1人取り残さない体制づくりが必要として、総務省は、高齢者がデジタル化から取り残されないように、スマートフォンやマイナンバーカードの使い方を教えるデジタル活用支援について、2025年度までの事業構想を発表、毎年5,000か所で講習会を開き、5年間で延べ1,000万人の高齢者の参加を促し、デジタル化から取り残される住民がいないようにすると言っております。

加えて、篠栗町では、血圧や脂質で、メタボ対象者や予備軍になった住民の割合が福岡県平均よりも高く、糟屋郡7町でも最も高くなっております。それらを解消するために、福岡県は、健康ポイントアプリなどで健康の推進を図っております。

これらを踏まえて、次の質問を行います。

- ① 民生委員・福祉協力員が、高齢者などの訪問時にスマホの利用方法などを聞かれないのか。
- ② 総務省によると昨年度、全国1,800か所で、スマホの無料講習会を行っているが、町として講習会や相談会の取り組みは。
- ③ 分館等でスマホ講習会をしているところはあるのか。
- ④ 小中学校区単位などでスマホ講習会や相談会の開催が出来ないのか。
- ⑤ 福岡県健康ポイントアプリの登録や使い方などの推進は。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をお願いします、町長。

○町長（三浦 正） ただいまは田辺議員から、スマホ講習でデジタル格差解消につ

いて御質問を賜りました。スマホの活用は、DX化の推進の最先端の事業であろうというふうに考えております。篠栗町役場全体で課題を解決し、そしてまた全庁的に取り組みを進めることが大変重要であろうかというふうに思っているところでございます。

そうした中で、田辺議員の「スマホ講習でデジタル格差解消を」の御質問につきまして、5項目御質問がございました。

各項目につきましては、①を福祉課長、②③④を社会教育課長、⑤は健康課長から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 福祉課の平山でございます。

御質問のうち、1番目の「民生委員・福祉協力員が高齢者などの訪問時に、スマホの利用方法などを聞かれないのか」との質問についてお答えいたします。

民生委員や福祉協力員が、訪問先で相談を受ける内容の中心は、家計や家庭環境、健康上の問題など、日常生活に関わることが大半であると認識しております。会話の中でスマートフォンや家電の利用方法などを尋ねられる場合もあろうかと思いますが、可能な範囲でお答えをいただいているものと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸三） 社会教育課、藤でございます。

よろしくお願いいたします。

議員御質問の「スマホ講習でデジタル格差解消を」につきまして、社会教育課からは②③④の御質問につきまして、順次お答えをいたします。

まず、②番目の「総務省によると、昨年度、全国1,800か所で、スマホの無料講習会を行っているが、町としての講習会や相談会等の取り組みは」の御質問ですが、現在、クリエイト篠栗中央公民館におきまして、中央公民館主催講座といたしまして、タブレットパソコン講座（全8回）などを実施しております。定員は15名で大体9名～15名の方が受講をされている状況でございます。

御質問にありますスマホ講習会・相談会の開催につきましては、現在タブレットパソコン講座をお願いしている講師の方が、スマホ講習会も開催することが可能とのことですので、今後、中央公民館主催講座にもスマホ講習会などを取り入れていくよう進めてまいりたいと思っております。

続きまして、③「公民館等でスマホ講習会をしているところはあるのか」の御質

間についてお答えをいたします。21行政区の公民館の開催状況につきましては、各行政区の公民館長さんに問合せをいたしましたところ、現在のところはスマホ講習会の実施をしている区はないようでございますが、一部検討したいというところもあるようです。今後は公民館長会におきまして、各公民館の意向を伺うなどいたしましてスマホ講習会相談会の開催・普及などについて協議検討をしてみたいと考えております。

最後の、④番目の「小学校区単位でのスマホ講習会や相談会を開催出来ないか」の御質問についてお答えをいたします。小学校単位・区単位での開催につきましては、まずは先ほど答弁いたしました、中央公民館主催講座におきまして、スマホ講習会を実施して、その後の開催状況に応じまして、要望などがございましたら、段階的に開催の方法など、多数の方が参加出来ますよう、今後の取り組みに対して検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、引き続き、健康課長。

○健康課長（村瀬 菊子） 健康課長の村瀬でございます。

よろしく願いいたします。

最後に、⑤「福岡県健康ポイントアプリの登録や使い方などの推進は」の御質問にお答えします。現在健康課では、県が実施する福岡健康ポイントアプリを活用し、住民の自主的な予防・健康づくりを推進しています。広報紙等で周知するほか、集団検診受診者や健康教室利用者に対してチラシを配布し、操作が難しい方には、職員が個別に対応しております。令和4年11月末現在で、登録者数は731人です。

また、健康づくり推進行事参加で100ポイント付与など、定期的に、町独自のインセンティブを導入したイベントを実施し、アプリの利用促進につなげております。今後もアプリの利用を推進するとともに、導入支援も継続して実施し、住民の共助によりアプリの活用や健康づくりの推進を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 田辺議員、再質問をどうぞ。

○議員（田辺 弘之） 福祉課長にお聞きしたいんですが、民生委員などから、具体的にこれだけ数が上がるとかいう数は把握されているのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○福祉課長（平山 智久） あいにくではございますけれども、私どもがスマートフォンの操作方法を尋ねられた回数などを、民生委員さんや福祉協力員さんに、報告

を求めたことがございませんので、具体的な数の把握はしてございません。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 次は、社会教育課長に聞きたいのですが、タブレット講座と言われましたが、現在も継続してやっておられるんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○社会教育課長（藤 幸三） はい、令和4年度におきましては、年間を通しまして4期を実施いたしております。現在は、3期目の講座の8回目のうち6回目を昨日実施し、あと残り2回という形になっています。4期目につきましては、年明けで計画しておりますので、内容につきましては、従来のワードやエクセルの基礎を学ぶことで、簡単な文章や表の作成・表計算など学習して、家庭や地域など、活用することができるような内容の講座を今計画しております。

詳細につきましては、1月の広報紙で皆様にお知らせをしたいということで今準備をしております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） その時は、スマホ講習会も一緒にやってもらえるんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○社会教育課長（藤 幸三） 今のところは、タブレットパソコン表計算の講座のその時間とか、もしあれば、前回、同じような状況で、最初にちょっとやってみましょうか、というレベルですけども、参加者の方にされたことがありますので、今回もちょっと先生のほうにお話をしてみようかなとは思っています。

○議長（阿部 寛治） 再質問、ありますか。どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 分かりました。

要望なんですけども、できるだけ、今後様々な手続きなどが、本当に、もうスマホがないとやっていけないという時代になっております。そういう機会も多くなりますので、スマホ講習会の開催は早急をお願いしたいと思います。その際、広報さぐりやホームページ、また、組合で配る回覧版や分館長の通知などで効果的な周知を考えていただくことを要望して、質問を終わります。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい。

これで1時間少し過ぎましたので、暫時休憩したいと思います。

再開は、15分からです。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（阿部 寛治） 再開いたします。

質問順位 6 番、横山和輝議員、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 議席番号 3 番、横山でございます。

篠栗北地区産業団地における事業用地 1 について二つの質問を行います。

早速質問に入ります。

一つ目の質問はやまやコミュニケーションズの事業用地についてです。

篠栗北地区産業団地事業は、当初の企画では、事業用地は 5 地区でしたが、その後、6 地区に修正され、平成 30 年度当初予算審議で、その内容説明が行われています。このときの説明資料では、事業用地 1 の売却面積は 1 万 5,904 平米、町有地 1,558 平米、そして国有地が 4,498 平米の計 2 万 1,960 平米となっていました。その後、この事業用地に進出が内定していたやまやコミュニケーションズと平成 30 年 8 月 30 日に取り交わした企業立地に関する協定書では、やまやへの売却面積が 1 万 3,588 平米と、2,316 平米も減少し、その分町有地が増加しています。

過去の資料を見ると、平成 30 年 5 月 24 日に行われた現地調査資料には、事業用地 1 の売却面積は 1 万 5,904 平米のままだったことから、時系列から考えると約 3 か月の間で、議会に説明し承認を受けたこととなります。

金額でいうと約 1 億 1,500 万円の売却金額の減少を議会でどのように説明し了解を得たのか経緯を説明してください。

そして、先の 10 月臨時会での説明は、驚くべきことが多く存在するため、質問いたします。

その一つが町有地にやまやの排水処理施設と駐車場を設置することです。

当初の購入予定面積を大幅に縮小したのは、それなりの根拠があつてのことだと考えますが、今回、以前削減した面積に匹敵する町有地を、なぜやまやに貸すことになったのか、詳細に説明してください。

さらにやまやに町有地を貸すにあたり、当然契約を取り交わしていると思います。契約日及び年間借地料について財政課長にお尋ねします。

二つ目の質問を行います。

事業用地 1 に設置予定の団地来訪者用駐車場及び団地イベント広場兼駐車場について 4 項目お尋ねします。

一つ目は完成図を見ると、団地来訪者用駐車場とイベント広場と、やまや関係地区の駐車場が一緒になっており、区分けが出来ていないように見えますがフェンス等で区切りを施す必要があると思います。なぜなら、やまや関係者が自由に利用できるということ、またほかの進出企業からも町の対応に不満が出る恐れがあるからです。このことをどのように考えているのか見解を求めます。

二つ目は、イベント広場を設置するなら、屋根つきのステージぐらい考えるべきだと思います。設計図をよくよく見ると、この広場にも、駐車スペースの白線を設置するようになっていきます。イベント広場を駐車場にする必要はないと考えますが、見解を求めます。

三つ目は、10月の臨時会で、執行部の説明において、モニター画面で説明した資料を、後日印刷してみると、やまやの資料だけ建物内容まで詳細に記載されていましたが、その他の事業用地は敷地内の建物位置図が記載されていただけでした。産業団地は鹿島建設が建設工事を請け負っているため、当然工程表及び完成図ができ上がっていると考えます。なぜ他の進出企業の資料掲示がなかったのか、その理由を説明してください。さらに、やまやの建物に直売所や食堂が含まれていることで、なぜ、やまやが産業団地の交流拠点として位置づけされるのか、ほかの企業は直売所を設置せず、やまやの直売所で自社製品を販売することで合意されているのか説明してください。

最後の質問は、約4,500平米の国有地を町が借地して駐車場に整備し、有効活用することになっていると思いますが、国有地を借り受けるためには特定の企業のための用地とならないことなど、様々な制約があると考えます。その制約事項を簡潔に説明してください。また借地単価についても答弁をお願いします。

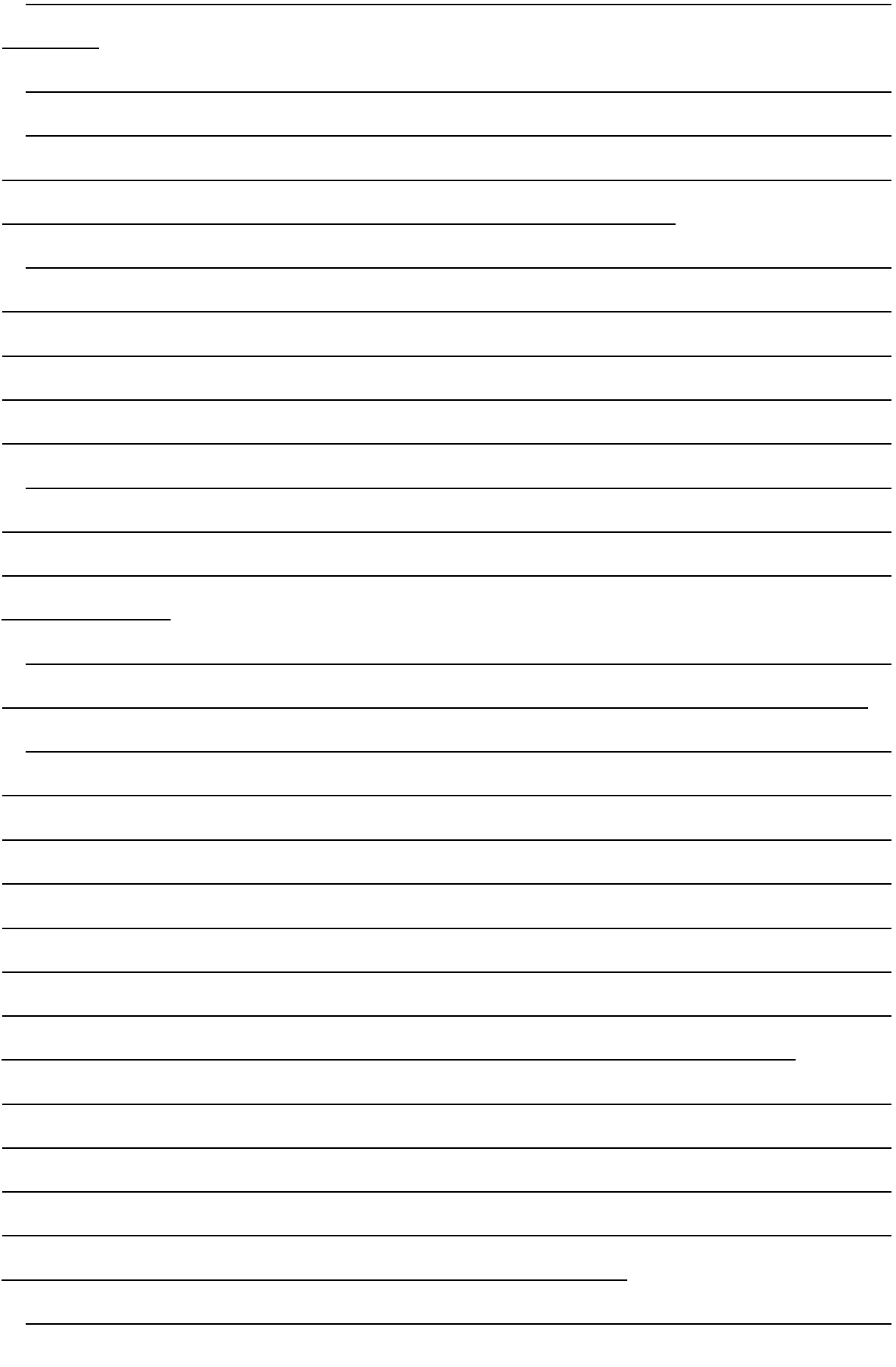
以上お願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、横山議員から産業団地における事業用地1についての御質問をいただきました。

御質問いただいた各項目につきましては、まちづくり課長から答弁をいたしますが、



横山議員から

の各項目の答弁について、各課の質問内容をまとめて、まちづくり課が答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） では、まず一つ目「株式会社やまやコミュニケーションズの事業用地について」の御質問にお答えいたします。

まず、事業用地1の売却面積が1万5,905平米から1万3,588平米と減少したことを、どのように議会へ説明し了解を得たのかとの御質問ですが、

平成30年3月議会においては、事業用地1の売却予定面積は1万5,904平米でございました。平成30年8月30日に、企業立地に関する協定書を締結し、平成31年2月15日に土地売買契約書の仮契約を締結しました、その後、平成31年3月議会にて、議案第16号「財産の処分について」において面積及び売却額、こちらを御説明し承認を得たところでございます。

次に、町有地をやまやコミュニケーションズに貸すことになった説明についてでございますが、契約後、皆様御承知のとおり、世界的災害と言われるコロナ禍となり、経済の停滞になりました。その中で、今後の進捗や施設計画に伴う協議などを行っており、やまやコミュニケーションズにおいては、循環型社会やゼロカーボンの意向もあり、排水処理施設建設の相談があったことから、1,289.57平米につきましては、令和4年6月10日に当該契約の締結を行っており、年間借地料につきましては448万5,218円となっております。また同年、令和4年の当初には、会社の駐車場不足の相談もあり、町有地の一部賃借の協議となりました。国有地などの整備もあり、今年、9月議会補正予算及び10月臨時会にて、協定書等の説明をさせていただきました。また賃借の部分の整備においては、やまやコミュ

ニケーションズが担っております。

続きまして、二つ目の「事業用地 1 に設置予定の団地来訪者用駐車場及び団地イベント広場兼駐車場について」の御質問にお答えいたします。

まず、フェンス等で区切りを施す必要についてでございますが、町としても、必要な際は、広く一体的な使用も考えられることから、景観を保つ形での整備を行っております。

次に、イベント広場を駐車場にする必要はないと考える、についてでございますが、イベント等の使用状況によっては、会場の配置や規模により形態が変わると思われしますので、柔軟な対応ができる状態で整備を行うものでございます。

次に、他の進出企業の資料提示がなかったのかその理由、及び他の企業は直売所を設置せずやまやの直売所で自社製品を販売することで合意されているのか、についてでございますが、

10月臨時会における議案は、やまやコミュニケーションズとの協定締結であり、他進出企業の資料はございません。

現在、進出企業が特色を出しながら、人々が行き交う食品団地を目指し、まちのにぎわいづくりに、やまやコミュニケーションズ本社工場の一部を、にぎわいスペースとして使用する協議を進めているところであり、やまやコミュニケーションズもそのスペースで他社製品の販売に前向きに各社との協議を開始しているところでございます。

最後に、国有地を借り受けるための制約事項についてでございますが、町の共有用地も含めて、篠栗町のにぎわいの場として産業団地を利用していきたいと考えており、隣接する当該国有地を産業団地の来訪者用の駐車場用地として申請を行い、令和4年10月13日付けで国道事務所から無償での許可書をいただいております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 再質問していきます。

まず、私の質問の金額減少、また面積で減少したことについて、どのように議会に説明したのかということで、今、答弁を聞きましたけれども、私が聞きたいことはそういうことじゃないんです。

平成30年の予算審議で、やまやの事業用地はこのぐらいです。1万5,000平米ですよ。説明した後、その数か月後、現地調査行っているんですよ。おそらく

議員を連れてだと思えます。私もその当時は議員ではなかったので、詳しくは分かりませんが、現地まで行って説明したとき、1万5,000平米と予算審議と同じことを説明したんです。

約3か月後、立地協定を結んだとき議員に説明したこと、議会に説明したこと、それが変わっているわけです。約1億1,500万円分減少しているわけです。

事前にそこをきちんと議会で説明して、そこを減少させたのかと聞いているんです。

今の答弁だと、平成31年2月21日、そして平成31年3月議会、これだと事後報告になるわけです。私は事後報告ではなくて事前にきちんと説明した上で、そういうことを行ったのか。そういうことを聞いているわけです。なので、きちんと事前に説明されたのかどうか、それが1点。

もう一つ、そもそもなぜ面積を削減されたのでしょうか、そこは1点。

なぜ、議会でそれを説明しなかったのか。その3点を答えてもらっていいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） すいません、今3点とおっしゃいましたが、事後報告になったことと、その面積が減少したことの説明をしなかったのかということと、もう1点は何でございましたか。

2点ですよ、はい。

事後報告とおっしゃいますけれども、私どもが契約を全部終わらせて、売買が済んで御報告すれば事後報告ではございましょうけれども、契約をするときに、私どもは議会に対して御説明をしたわけでございますので、これについては事後報告というものではないと思いますし、議会のいわゆる議決案件にするための事前の報告をしたものというふうに思っております。

それから、面積が減ったことの説明でございまして、当時、私ども国の用地がございまして、私どもが想定しておりました土地をそのまま売却すると、大変いびつな形になるわけでございます。ある程度しっかり、10年はやまやさんが、当然のことながら協定に基づいて、そのまま動かすことは出来ないんですが、その後、もし何らかの形で転売とかいうふうになった場合に、何て言いましょうか、土地が、大変形の見栄えが悪いところで、その辺のところを考慮して、私どもは一つ線を引いて矩形に近いところで契約をしたということでございます。あわせて、国交省の用地、これについては、防災減災事業債において壁をしっかり作り上げました。今は国交省用地につきましては、国が管理してるわけですが、これは

私どもがしっかり要望していきながら、いずれ払下げをしていただく段取りにしております。ということで、交渉していこうと思っているわけです。

そうなったときに、全体を今度はやまやさんが、また業況が進展していく中で、やっぱり全体が欲しいというようなことになっていけば、また私どもが売買することについて、やまやさんと協議していくというようなことにも、内々で社長とお話をしていたところがございます。

おおむね、今申し上げたような状況でございますが、私どもの認識としては事後報告という認識ではございませんので、その点はよろしく願います。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） 議案で上げてないので事後報告ではないと、そういった言い方をされましたけれども、議会で説明しているんです。議会でこのぐらいの、ちゃんと数字も出して、現地調査まで行っているんですよ。そこで説明したにもかかわらず、議案に上げてないからそれを減らしたところで問題ないでしょう、別に説明しなくても問題ないでしょう、と、そういったふうに聞こえたんですけども、私としては、それは議会をだましたことになると思います。

それについて、もう質問しませんけれども、そしてあと何ですか、いびつな形になるから見栄えとかが関係して減らしたと言いますけれども、やまやは一流企業です。一流企業は社運をかけて産業団地に来るとなったら、それはきちんとした設計もしますし、レイアウトもきちんとつくりますよ。自社の駐車場なんて、まず真っ先に、あれ確保しますよ。それを、実際に減らして、今回、結局また必要になっているわけじゃないですか。私、どうしてもそこは腑に落ちないんです。なぜそういうことがあったのかですね。ただ、これも聞いても、話は進まないと思いますので聞きませんけれども。

それでは、借地料に関して聞きます。今、やまやの排水施設の年間借地料は400万円ですか、448万円。やまやの駐車場は幾らですか。そして借地料を計算する上で恐らく評価額であったり、基準価格があると思うんですが、それを参考にしてその金額を出したと思うんです。その計算式も合わせて答えてもらっていいですか。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） 財産活用課からお答えさせていただきます。

やまやの排水処理施設の借地契約の件でございますが、篠栗町行政財産使用料条例の第3条に使用料の額というものがございます。2号に「土地を前号以外の目的

に使用する場合及び建物を使用する場合の使用料の額は別表第2に定めるところにより算定した額とする」というふうにしております。

この別表2の算定のところで「当該土地の適正な価格に1,000分の5を乗じて出た額」というふうにしております。この適正な価格とは何かと申しますと、篠栗町行政財産使用料条例施行規則で、第2条に「価格」というものがございます。この中に、「土地の適正な価格とは、当該土地の隣接地または最寄りの同地目土地の価格に批准する」と、ただし、「正常な売買実例がない場合というときに固定資産の評価額を用いる」というふうにしておりますが、実際この土地の売買価格、こういうものは実例がありますので、その単価を使って積算しているものでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） もう一つ質問があります。

やまやの駐車場です。町有地にやまや専用の駐車場がありますが、そこの借地料は幾らかという質問です。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） やまやの駐車場に関しては、今、実際、舗装の施工前というところで、実際の面積が出されておられません。そこら辺が確定した場合に、この同額の計算方法で契約したいと考えているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） そこら辺の手続について聞きたいんですけども、整備した後には当然借地するんでしょうけれども、現在、町有地ですよ、そこを一企業が、工事をするわけです、かたち上はですね。何かしら貸すとかそういうことをしないと工事は出来ないと思うんですけども、そこら辺の手続はどういうふうになっているんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 工事につきましては、町有地でございますから、今、横山議員がおっしゃりたいことは、町有地部分は町有地として町が工事すべきじゃないかということを前提にお話しされてあるんじゃないかというふうに…。

ちょっと違う。すいません。

○議員（横山 和輝） やまやが一括して工事をするわけですよ。その中で町有地があるわけですよ。町有地が町の所有物であるまま一企業が工事をするということは、

勝手に、言ってみたら無断で、無断とは言いませんが、その一企業は勝手に町有地を工事をする事なんて出来ないと思うんです。一旦かたち上、無償で貸出しするのか何かしらその手続をしないと工事出来ないと思うんですけれども、その工事手続はどうなっているかという質問です。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 私が今お聞きした事の内容だったと思うんですが、ただこの点は10月の時議会において、「鹿島建設が一体として工事をするので、町有地部分の負担金を払うという流れで工事を進めていきます」ということで御説明したと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 一応、それは可能なんですね。というのも、細かいことなんですけれども、実際、今後、借地をするとなった場合、「整備しました。このぐらいで借りてください」と金額を出したときに、「やっぱ借りません」とだったらですね、もちろんそこに、いざこざができるわけじゃないですか、基本的にそういうのは1から順を追ってやっていくものだと私は思っていたんですけど、それは問題ないんですね。いいです。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

○議員（横山 和輝） では、次の質問に行きます。それでは聞きたいことがまだありまして、やまやの駐車場、今回来訪者用の駐車場、産業団地全体を使うための来訪者のイベントの駐車場をつくりますけれども、やまやは自社で来訪者用の駐車場をつくるんでしょうか、というのが1点。あと、ほかの5企業、そこら辺も、自分たちの工場の前とか来訪者の駐車場をつくらないんですかと。ちょっと素朴な疑問がありましたので。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今の御質問についてお答えしますが、この前、私どもが、やまやの1階のいわゆる交流スペースのことについても、絵をしっかりとお見せいたしました。私どもまちづくりの一環として交流人口・関係人口を増やそうということで、町の駐車場も用意しておりまして、そこに大型バスが来往してくるわけでございます。これは、私どもといたしましては、やまやのためというよりも、まちづくりとして、まちに人を呼び込むための駐車場整備というふうに思っておりますので、やまやのために町が駐車場を、来訪者のために駐車場を用意するという認識とはちょっと違うのではないかとこのように私は思っておりますのでよろしくお願

します。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） いや、それは分かります。町長の言っていることは、まあ分かりますけれども、ほかの企業はどうなのかと思うんです。ほかの企業は来訪者用の駐車場を自分たちの工場の前につくって、もし、やまやがつくらなかつたら、ほかの企業から、「なぜ、町がやまやだけ優遇するんだ」、そう思われても仕方がないと思うわけです。そして、何ていうんでしょうか。まあ言ったら久原本家も、わざわざその従業員用の駐車場を購入したわけじゃないですか。その自社の工場から遠いところに、共同駐車場ですか、約1億ぐらいですかね、確か。かけて、恐らく久原本家は目の前に来訪者用の駐車場をつくるんじゃないでしょうか。というより、やまやの横の場所に車を止めて、やっぱりほかの工場へ行くに歩くには距離があるわけです。やはり工場で来訪者用の駐車場つくると思われますよ。私はそう思いますけれども、そういうふうに、ほかの企業からも、なぜそういうふうに、やまやだけするんだといわれる恐れがあるので、もう少し、そこら辺、後々、問題にならないようにしたほうがいいんじゃないかという質問なんですけれども、そこら辺は、協議が行われていますか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 工場が完成してグランドオープンになった後には、私どもは管理組合をつくっていただいて、そこの全体の管理を、私どもと一緒に進めていこうというふうにしているわけでございます。そんな中で、今お話いただいた御懸念もあろうかと思いますが、そこは、これまでもじっくり、それぞれの企業と協議して、御説明をしてきたところでございます。

例えば、極東ファディさんは、自分の焙煎工場の隣にカフェをつくられます。

もう、そこに来られる人たちの駐車場も用意してつくられます。

東洋冷蔵さんは、一般消費者向けの生産は、基本的には行わない企業でございますので、工場は敷地いっぱい使って、そして、やまやの全体の交流ブースのところで、たまに、私どものマグロの解体ショーでもしましうかね、というようなことで、意見をいただいているところでございます。

久原本家さんはまだ具体的な絵がかけてないところではございますけれども、あそこはキッチンカーを持っておりまして、キッチンカーを下に持ってきて、私どももイベント広場のほうでしっかりと参加していきたいというような、そういうふうなことを言っておられます。

ただいまの御質問の、御懸念のことは、これからそれぞれ進出企業としっかり御説明していきながら、進出企業が相互に協力し合えるような形に進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 質問が戻って申し訳ないんですけど、ちょっと素朴な疑問があります。借地料、貸すわけじゃないですか。町有地を購入しなかったんですね、と思って、私は、借地料を払っていくと結果企業にとってもマイナスになると思うんです。

何か購入しない理由があれば、答えてもらっていいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 以前、横山議員の質問の中で、これは、一般質問ではなくて委員会での質問かも分かりませんが、「本当にやばい、大丈夫なの」みたいなお話をされたことがありました。

いわゆる企業の投資というものにつきましては、金融機関からの支援の状況とかもあって、いろんな総額の縛りというのもあるかと思っております。そういう中で、いわゆるイニシャルコストに入れられる部分の最大限のところまで、お話があったのかも分かりません。ですから、これからまた、企業が発展していく中で「ずっと賃借しておくのはもったいないから買わせてください」というお話になるかも知りませんし、その辺ところは、私どもは、この本社移転というやまやコミュニケーションズさんの大きな決意のもとに、私どものまちづくりの一環としてお手伝い出来たというふうに思っているところでございます。

今後のことについては、また、皆さん方に御報告しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 最後の質問をしますけれども、イベント広場に対して、その質問の答弁が、「これから柔軟な対応をして、イベント広場を使用します」なんですけれども、完成図を見ると白線があるんです。駐車場になっているんですよ。柔軟な対応をするにしても、駐車場にする意味って何だろうと思うんです。やはりイベント広場なんですから、そこだけできっちりと区切りをするべきべきだと思いますし、キッチンカーを使うのは使うで、白線を引く必要ないと思うんです。そしてまたイベント広場というぐらいですから、せめてトイレぐらいはつけないといけないと思います。

そこら辺どう考えているかも、答えてもらっていいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 臨時会での予算の説明の際にも、「これはイベント広場と書かないほうがいいのでは」と言われた議員もいらっしゃいましたが、実際、汎用的な使用をするために、来訪者のための駐車場としても当然使うわけですから、白線はあったほうがいいと思います。毎日毎日イベントを打つわけでもございませんので、月に1度、日曜日とか祭日とか、年に何回か大きなイベントをするという意味で、イベント広場的な要素も持ち合わせているというふうな理解でございます。ですから、イベントをするときには、当然のことながら私どものトイレトレーラーとかも進出させますし、通常は、このやまやのコミュニケーションズさんの交流広場の中のトイレを御利用いただくというようなことで、それに対する心配は通常はしておりません。

そしてまた、今後、本当に人が思った以上に来るようなことがあれば、また、トイレのことも考えていかなければいけないかなというふうには思っているところでございますので、これは今後、人の入り込みの状況を確認していきながら、さらなる整備を進めていくという流れで考えているところでございます。

先ほどお話になりました屋根が必要なんじゃないかということも、今申し上げた同様の理由から、必要はないというふうに考えているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（横山 和輝） 以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、通告順位7番、村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） マスクを外させていただきます。

議席番号8番、村瀬敬太郎でございます。

本日は「公園等での夜間の防犯対策」について質問をいたします。

「夜になると篠栗は暗いね」という声は、以前からよく聞くところでございます。

街路灯や防犯灯の増設の問題はこれまでも幾度か一般質問に上がっておりますが、設置のハードルの高さというのを感じます。その質問の意味するところは、ただ単に明るい楽しそうだからとか、活気が出るからという理由だけでなく、当然のことながら、文字どおり犯罪抑止といった町民の安全安心に関わる意味合いも含まれているわけでございます。1日のうち、犯罪の起こりやすい時間帯として、午後10時～午前5時の時間帯が、発生率53%と大半を占め、夜の公園の犯罪の発生率が高いとするデータもあります。警察庁の安全安心まちづくり推進要綱では、公

園の防犯には、人の目を自然な形で確保し、犯罪行為を行えば第三者に目撃されるかもしれないと感じさせることで、犯罪抑止を図ることが必要であるとしています。具体的な対策として、光害（光の害）に注意しつつ、防犯灯等により、必要な照度を確保すること、植栽・遊具等により、見通しの悪い空間が出来ないように配慮する等が必要としています。災害の際の避難地に指定されている公園もあり、避難する人にも、明かりがあることは、不安な中にも少しの安心感を与えるものになります。これらのことを踏まえて、町内の公園の数、公園等における夜間照明の設置率、公園等町有地内での犯罪抑止についての方針、以上3点、町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 村瀬議員から、公園等での夜間の犯罪防犯対策についての御質問がございました。

安全安心なまちづくりのためにも町内における防犯対策は大変重要であると認識しております。これまで様々な取り組みを行ってまいりました。粕屋警察署と協議して、若者がたむろしやすいか所に防犯カメラを設置したり、自販（自動販売機）の設置の際にも、防犯カメラをオプションで設置していただける団体の取り組みを取り入れたりして防犯意識の向上に努めているところでございます。

こうした点も踏まえまして、御質問の3項目につきましては、都市整備課長、総務課長から答弁いたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 都市整備課からは、1点目、2点目についての質問にお答えいたします。町内の公園の数についてですが、現在の町内の公園は38か所ございます。うち夜間照明の設置がされているか所は14か所で、設置率は36.8%となります。植栽や遊具につきましては、定期的に点検を行うとともに、必要な修繕や剪定などを行い、見通しの悪い空間が生じないように配慮を行っております。

今後も、同様の対応を継続するとともに、夜間照明灯の設置につきましても、状況を鑑み、照明灯を必要とする箇所につきましては、設置対応を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（田村 明広） それでは3点目の「公園等、町内での犯罪抑止についての方針」の御質問にお答えいたします。町では青色回転灯をつけた防犯パトロールカー、いわゆる青パトを配備し、令和2年度には、パトカーのような白黒塗装を施

し、より防犯効果が高まるような車両になっております。毎日小学校の下校時間を中心に町内校区の青パト巡回を、警察官OBである総務課の防犯対策専門官により行っております。

また、不審者や犯罪情報が寄せられたときは、重点的に青パト巡回を行うとともに、粕屋警察署にも依頼し、昼夜問わずパトカーによる重点パトロールを行っていただいております。

今後も引き続き町内での街頭犯罪や詐欺などの犯罪抑止について、警察と連携しながら、パトロールや啓発活動を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問、どうぞ。

○議員（村瀬 敬太郎） 巡回等を行っていただいているということですが、防犯協会や、青少年指導員・少年補導員の方々にも、定期的に巡回などもしていただいているわけですが、大変御苦勞をかけていると思うわけですが、けれども、先日、公園内に設置してあるパラソルに放火されたという事例も発生しているようでございます。このような事例もですね周囲が明るければ抑止が出来るのではないかとこのように思うわけですが。

防犯カメラ、ということをお願いするところではございますけれども、設置については、様々、事情、環境もあろうかと思しますので、まずは、最低限の明かりをともしただきまして、町民の安全安心を確保していただきたいと思います。

御対応いただけるということですが、調査の上、なるべく早急に対応をお願いしたいと思います。

早急な対応というところ、この点はいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） まず地理的な条件、そういったものも含めまして、必要な部分等につきましては、対応考えたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議員（村瀬 敬太郎） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 議員の皆さん、ちょうど12時になりました。12時15分まではできますが、非常に中途半端になります。質問者が2名おりますので、午後に回させていただきます。

そういうような判断でございますので、これで休憩に入ります。

13時に再開です。お願いします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位 8 番、栗須信治議員、どうぞ。

○議員（栗須 信治） 議席番号 7 番、栗須信治です。

「持続可能な部活動改革」について質問をいたします。

冒頭に、今回の一般質問につきましては、本 1 2 月議会において、議案第 5 4 号「篠栗町地域部活動準備委員会設置条例」の審査がございます。お答えのできる範囲で御答弁をいただければと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

文部科学省及びスポーツ庁、文化庁は 2 0 2 3 年度から 3 年間、公立中学校の休日の部活動を民間クラブ等へ段階的に地域移行させていく方針を示しております。

部活動は、教育的意義から、学校教育の一環として行われてきました。心身を鍛える場となり、仲間と深い友情を築く貴重な場となつてまいりました。今も生活の中心が、部活動という生徒は少なくないと思います。

一方で、土日もなく、長時間にわたる、半ば強制的な活動が疑問視されることもあります。指導を担う教員の中には、負担の重さに悩むケースがあり、働き方改革の妨げになっているとの指摘もあります。

加えて、少子化が進む中で、野球やサッカーなどの団体競技は、学校単位の活動では成り立たなくなるとの推計も出ております。

これらの課題と向き合うための部活動の地域移行であります。受皿の整備が必須であり、枠組みをどうするかという議論が先行しなければなりません。枠組みがしっかりしなければ、地域移行が始まっても、定着まで時間がかかり、子どもたちが空白と混沌の時代を過ごすこととなります。受皿となる地域クラブ等の整備や、関係団体との調整、また、指導者や施設の確保など、実現の課題は多くございます。

そこで、部活動の現状と課題、また、地域移行をどのように進めていく方針であるか、お尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（今長谷 寛） 御質問ありがとうございます。

栗須議員の「持続可能な部活動改革を」についての御質問にお答えいたします。

令和 4 年 6 月と 8 月に、文部科学省（スポーツ庁・文化庁）から公立中学校等における部活動の改革に関する提言がなされました。

それによりますと、令和5年度から3年後の令和7年度末を目途に、休日の部活動を段階的に地域移行すること。そして、その状況等を検証し、さらなる改革を進めること。地域のスポーツ・文化活動団体との連携協働を推進することを示されています。

これを踏まえ、令和4年11月には、部活動のガイドラインの改訂案を公表し、地域クラブ活動の環境を整えるため、学校や関係団体などが、協議会を設け、議論することなどが盛り込まれました。

学校部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた、人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場となっています。

一方、これまでの部活動は、教師による献身的な勤務の下で成り立ってきましたが、休日を含め、長時間労働の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては、指導者不足、少子化による部員不足などで、望ましい指導を受けられない場合が生じ、学校の働き方改革が進む中、従前と同様の体制で学校を運営することが、より一層厳しくなっています。

現在の部活動の現状といたしましては、篠栗中学校の部活動部数は、運動部13部、文化部4部の計17部、部員数は471人、加入率は73%。篠栗北中学校の部活動部数は運動部13部、文化部2部の合計15部、部員数は223人、加入率は68%となっています。

活動の日数は、両中学校とも平日週5日のうち4日、土日は1日のみ、活動時間は平日で1から3時間、休日で2から4時間となっていますが、大会前などは、どうしても、長時間の活動時間になることや、活動日数が増えてしまい、指導を行う教師の負担も大きくなります。部員の状況としても、団体競技が難しくなっている部や、極端に部員が少ない部がある状況でございます。

これらの課題と向き合うために、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないのと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要のない環境を構築することや、部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築、さらに、生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ文化活動を実施できる環境、いわゆる受皿の整備を行わなくてはなりません。

これらの整備構築には、様々な課題が予想され、例えば、受皿となる各団体の整備、指導者の質と量の確保、使用施設の確保、大会の在り方、会費の在り方、保険の在り方、保護者の理解、関連する諸制度の在り方などが挙げられます。

これに対し、学校教育課といたしましては、令和4年8月に「篠栗町地域部活動

移行準備委員会（仮称）協議会」と称し、スポーツ推進委員、スポーツ協会役員、文化協会役員、小中学校教職員などの各団体にお集まりいただき、今後の説明や意見をお聞きする会議を実施しました。

今後は、部活動のガイドラインにもある協議会を正式に設けるため、本議会定例会の議案第54号で提案しています「篠栗町地域部活動準備委員会設置条例」を御審査いただき、その組織となる社会教育委員、スポーツ推進委員、スポーツ協会役員、文化協会役員、小中学校児童生徒の保護者、小中学校教職員の各団体と協議を重ね、関係のニーズや課題を把握、情報発信を行い、部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている部活動についても、引き続き速やかな対応ができるように、篠栗町の中学生の健全育成と地域の活性化を目指し、地域への移行を慎重に進めたいと考えております。

将来的には、地域学校協働活動の一環として位置づけ、地域活性へもつなげたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） ただいま、現状や課題について答弁がございました。

このまま、学校だけで抱え続けるのは厳しいだろうと感じます。また、地域移行への取り組みにつきましては、これからというところだと思います。

令和3年から4年にかけて、文化協会、スポーツ協会さんと議会と意見交換会をさせていただきました。その中で、両協会とも、少子高齢化の影響もあり、会員不足が大きな課題だ、というふうに発言してありました。

部活動改革は、新しいスポーツ、文化芸術を生み出すチャンスになるかもしれません。部活動の主役である子どもたちのことを第1に考え、まちづくりの発想で取り組んでいただきたいと思います。

そのことを申し上げて質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位9番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

議場の中が、まだやるのか、という空気で満ちておりますが、頑張ってもらっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

町長に1点お尋ねいたします。

町長に「現在までの施策の経過説明を求める」ということで、以下の件について、

現在までの事業・政策についての経過報告もしくは結果について、お尋ねいたします。

まず、篠栗駅自由通路について、総額11億7,000万円ですが、私が提案しておりましたイベント性は余りないようですが、通路としての機能を知るために、旧跨線橋と新通路の平日・休日における利用者数と、年間必要経費をお示してください。

次に、森林セラピーについて、当初は、町民の健康促進と来町者の宿泊・食事・物品購入などの増額で、経済効果も目論まれておりましたが、そうはなっておりません。途中から企業の健康管理目的募集に切替えられましたが、現在の状況に加え、これまでの総経費と年間支出も報告をお願いします。

職員業務評価について、一部の限られた人間の評価ではなく、職員間相互で役職上下を問わない評価を取り入れる制度に変える、と発言されておりましたが、現在どのように機能しているのか教えてください。

最後に北地区産業団地は、総額56億円を投じ30億円での売却となりましたが、赤字分をどのように回収するかという議論は、住民サービスを目的とする地方自治体にはそぐわず、差額26億円分の喜びを、いかに町民の皆さんに感じていただくかを示すべきと思います。

もちろん税金や使用料アップにイベント収入などで補填もなされるでしょうが、町の将来像で、どのようなキーポイントとなるかを示すべきと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、荒牧議員から「現在までの経過説明を求める」ということで御質問いただきました。

篠栗町議会議員の皆様の任期が、あと数か月に迫った中で、総括的な御質問をいただきまして、どうもありがとうございました。

この4年間に取り組んできた事業のうち、質問いただいた各項目について順次、答弁をいたします。

まず、篠栗町自由通路「ささぶりっじ」についてでございます。

まず前提として、この自由通路は町道として認定を受けた道路の一環であるということをお認めいただきたいと思っております。その上で、かねてから、議員が御提言いただいておりますイベント性について、あえて申し上げれば、この自由通路を建

設するに当たり、国の交付金を使って事業を完成させました。

当然ながら、国の会計検査を受ける立場にありますので、会計検査終了後にこの自由通路に面白みを持たせる仕掛けづくりをしようと、当初から執行部でも話しておりました。国側の諸般の事情により、どうも自由通路に関する会計検査は、もうないだろうという状況になってまいりました。まちづくり課とも、今話しているところでございます。

今後は、議員の皆様からのお知恵もちょうだいしながら、篠栗駅隣の、町のシンボルとしての仕掛けづくりをしてまいりたいと考えております。

旧跨線橋と新通路の平日・休日における利用者数につきましては、交通量調査等の実施をしておりませんので、把握しておりません。しかしながら、自由通路におきましては、エレベーターの整備がなされていることや、隣接での駅北側駐輪場の整備やクリエイト篠栗・立体駐車場の近接などにより、利用者は増加しているものと把握しております。

年間必要経費といたしましては、照明灯、エレベーターの電気料金と、清掃業務及びエレベーターの保守点検業務などで、昨年度は約300万円の費用を支出しております。

次に「森林セラピーについて」の御質問にお答えいたします。

森林セラピー基地・篠栗としてのグランドオープン準備から令和3年度までの総経費は約6,800万円でございます。そのうち基地認定までの費用は約700万円、認定を受けグランドオープンまでに約3,300万円を要しております。また、ささぐり九大の森整備工事に5,400万円の当初事業費を要しております。

御記憶いただいていることと存じますが、平成20年に旧産炭地6条地域である篠栗町に対して、福岡県産炭地域振興センターから、「産炭地域活性化基金交付事業」といたしまして、篠栗町に約1億2,000万円の枠をいただきました。

新たな事業を取り組むことで、その事業を精査し交付されるもので、議会とも協議をいたしながら、森林セラピー基地認定事業に取り組んだものでございます。

当初の事業費は、おおむねこの「産炭地域活性化基金交付事業」を活用して行ったものでございます。

最近3年間は、ロード整備費用を含めて約200万円前後を支出しております。

現在の状況といたしましては、先ほども品川議員のときに答弁をいたしましたが、コロナ禍により、中止が続いておりました森林セラピーウォーキングデーを3年ぶりに開催し、参加者は88人のうち20人の町民の方が参加されました。

同じく、3年ぶりに若杉区の分館行事として、65名の方が森林セラピーを体験されたほか、地域学習として勢門小学校の4年生が、森林セラピーを体験しており、町民の健康増進に寄与していると考えております。

当初は、来町者の宿泊等による経済効果も期待されましたが、本町の立地及びアクセスのよさから、日帰りの参加者が多いので、これから新たな仕掛けが必要であると考えております。

企業の健康管理目的募集に切り替えた、との御指摘でございますが、切り替えたというよりも、先ほどの御質問の際にも申し上げましたが、従来の個人や団体によるセラピー体験に併わせて、企業研修も積極的に受入れを進めているということでございます。

今後は、宿泊研修などの新規プログラム開発により、旅館・料飲店等の協力を得ながら、森林セラピー基地・篠栗の発展を図っていきたくと考えております。

今後も町民の皆さんをはじめ、たくさんの方に森を楽しみながら健康になっていただけるよう事業の普及に努めてまいります。

3点目の「職員業務評価について」の御質問にお答えいたします。

職員業務評価は、地方公務員法等の改正に伴い、平成28年4月1日から導入された「人事評価制度」の中の「業績評価」に当たるものだと思います。その制度は、当年度の業務目標を立て、その実績を評価することで、より高い能力を持った公務員を育成することにより、住民サービスの向上を図ることを目的としております。

篠栗町では、篠栗町人事評価規程により評価を行っておりますが、評価を行う評価者には、一次評価者と二次評価者が設定されておまして、管理職以外の一般職員では、一次評価者が課長補佐、二次評価者が課長。課長補佐では、一次評価者が課長、二次評価者が副町長。課長級では一次評価者が副町長、二次評価者が私になっております。

人事評価制度は、職員の人材育成を基本としており、自ら目標を立て、業務のやり方や進め方を評価者と共有しながら、年間目標を着実に達成できるようフォローアップを行いながら進めております。

期首面談や中間フォロー面談、期末評価面談など、日頃から進捗管理を密にし、職員個人の目標はもちろん課全体の組織目標を達成できるよう組織として取り組んでおります。

業務評価は、課の組織目標の中で課員一人一人が考え、設定した目標の評価でありまして、課全体を把握している管理監督者が評価者として設定されているもので

あります。

役職の上下を問わない職員間相互で評価を行う方法として、現行の評価者である上司（管理監督者）に加えて、部下が行う下位者評価、同僚などが行う同格者評価をあわせて行う制度を導入している民間企業は多くありますが、自治体ではあまり浸透してないのが実情でございます。

メリットといたしましては、異なる関連性を持つ人が評価をすることで、より多面的で客観的な評価が可能となり、被評価者にとっても、結果を受入れやすいという傾向はあると思われまます。

その一方で、業績評価の理解度が被評価者と評価者の関係性により変わることもあり、結果的に主観的な評価であったり、単なる能力評価のようなものになる可能性もあります。

また業務とは直接関係のない人間関係や、好みによることが影響する恐れもあります。

現状といたしましては、職員の個々の資質や能力を評価する「能力評価」には、一定の成果が期待できる可能性はありますが、「業績評価」については、業績への理解度が異なることなどで、評価の公平性が担保出来ない恐れがあり、「役職上下を問わない評価」の導入は現在行っておりません。

現行制度においても評価者ごとの違いによる評価の平準化などを進めている状況でありまして、近隣の自治体の状況等も参考にしながら、職員の人材育成につながる、よりよい人事評価制度となるよう、また、当該制度が住民サービスの向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後の「北地区産業団地がわが町の将来像にどのようなキーポイントとなるか」についての御質問についてお答えいたします。

篠栗町の企業数は、糟屋郡内で最も少なく、法人関連税収が、人口約8,000人の久山町よりも劣る現状を何とか打破し、先細りが懸念される地方交付税に頼らない自主財源を少しでも確保すべきであるという考えと、国道201号線沿線での事業開発によって、町内外からの交流人口を増加させ、篠栗町の新しいシンボルゾーンをつくることができれば、福岡都市圏東部のにぎわいを感じる、すばらしいまちになるに違いないとの思いで、北地区産業団地事業は開始されました。

篠栗町のこれから10年後、20年後の発展に向けた大きな起爆剤となるような事業として進められたわけでございます。

議員がおっしゃられましたとおり、もろもろの税収や使用料アップに、イベント

収入、進出企業によるふるさと寄附金返礼品の充実、雇用の確保に伴う人口減少の食い止め等、町が持続可能な発展を遂げるための基盤整備事業であると捉えて進めてまいりました。

また、進出企業においても、交通の利便性や眺望のよさ、開放感にあふれた用地での企業成長だけでなく、新たな企業のホームとして、まちづくりや団地全体のにぎわいの創出にも関心を持っていただいております。

町としても同じ気持ちでございまして、町内外からの来訪者が楽しんでもらえるよう、新たな観光キーステーションとなるよう、篠栗北地区産業団地の人のにぎわいを創造するさらなる整備等を進出企業と連携をしながら図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問、どうぞ、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 一つずつお尋ねしますが、跨線橋については最初は跨線橋の架け替えということでスタートして、そのあと、どうしても国県との協議で、町道を認定しないと架けられないということになったので、今のような運びになった、それは存じ上げている。

ただ、多分議事録に、予算審査だったか何だか忘れましたが、今のうちに旧跨線橋の人数を、平日、休日に、はかってもらって、そして、新しいものがどれだけの人数になるのかというのを教えていただきたいと町長にお願いしましたところ、はい分かりました、という答弁をいただいていたと思うんです。

やっぱり、説明責任ってしっかりあって、公式の場で約束していただいたら、やっぱりそれは履行していただきたいと思いますので、今からでも遅くないと思うので、過去の分は、たしか以前、聞いた覚えがあるような気がするので、過去の分は引っ張り出していただいて、新しい分は、やっぱり計測していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

次に、執行部には説明責任が必要だと思うのですが、やっぱり1個1個丁寧に説明するべきであって、例えば、今、最後のほうでおっしゃった税収とか何とかかんとか、まだ、どんな企業が来てどういう事業をやって、どういう法人税が入るなんていうのは、これは未知の世界でしょうけれども、少なくとも今売買が終わって、直近の売買価格があって評価が出ているので、例えば、土地の固定資産税なんていうのは、もうこれは推測がつくと思う。その辺りは、税務課長、もし把握していらっしやったら、幾らかぐらいというのが分かれば、大まかで結構ですが。

○議長（阿部 寛治） はい、税務課長。

○税務課長（進藤 功次） 北地区産業団地の税収についてのお問合せですが、御存じのとおり、事業所に係る固定資産税には、土地、建物、償却資産、法人住民税、個人住民税など様々な税金があり、また、建物の規模も、町内にあるどの事業所よりも、大規模なものが建設される予測のもと、なかなか正確な試算が難しいのが現状です。

議員の言われる固定資産税のうち、土地等に係る固定資産税は、令和6年度以降では、約3,000万円程度、税収の増を見込んでいます。

内容は、土地の部分は確定ですが、建物や償却資産等については、あくまで仮の計算です。建物の完成時期事業所の操業開始の時期なども予定ですので、その状況によって、税収も大きく変わるものと思っています。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 年間3,000万円入ってくる、これが分かっただけでも、私どもとしては、それだけ担保されるんだ、というのは分かると思うので、逐一、分かっている分から出させていただきたいなと思います。

これから後は、できるか出来ないか、要望ですが、まず自由通路については、住民の皆さんが、通ってらっしゃる方がいないのに明々についているよ、というお話も聞けば、先ほど議員さんにお尋ねしたら、今度は逆に、夜中は真っ暗で犯罪の恐れがあるんじゃないか、という話があるんですが、その件については、やっぱり既電力がお金を食うのかもしれないし、センサーのイニシャルが高くなるのかもしれないませんが、人感式にしていいただいたらどうかと思うので、各入口に人感センサーをつけるということは、まず1点これは可能でしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 今ある施設をそういうふうに変えるという形ではなくて、別の方法で、人感式で補助的に照明をつけるという形で対応は可能ではないかと考えます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 本来としては、起電力というのが発生するもので、もしかしたらつけたり消したりのほうが、電力量は上がって、料金は上がるのかもしれませんが、それにしても取り組み等を見せるという意味では、SDGsのこの時代、ぜひともその無駄がないような運営をしているというふうにとっていただけるような

方法をとっていただきたいなと思います。

次に、森林セラピーですが、町のお金でモニュメントをされたりなんたりで、結構もう周知がいきわたっていると思うんですが、これは、運営の譲渡というみたいなものは出来ないんですか、セラピーロードの補修なり何なりもまでも含めて。その代わり使っていただいて結構ですからセラピー料金だ何だはそちらで回収してください、というような形にすることは不可能でしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 事業全体を外部委託したらどうか、という御意見ですか。

○議員（荒牧 泰範） 委託にすると、お金が発生するので、譲渡です。運営の譲渡。

○町長（三浦 正） もう少し、しっかりした安定的な事業として、ぜひやりたいという手を挙げてくれるような、民間事業者が出てくるような形に、まず前段として、していくべきで、ぜひともというところが出てくるような流れにはしたいと思っております。その時、考えなくてはいけないと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 最後に、産業団地ですが、先ほど町長がおっしゃったように、これから先、いろんな夢のある形になっていくんでしょうが、ただ、省くべきものは省かなくてはいけないと思うんですが、たしか法面は町有地ですよ。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） そうでございます。

○議員（荒牧 泰範） なかを走っております町道部分は、当然町としての責任がありますが、法面部分については、これから先、町が保有していてもいかな。先ほど、なんか組合をつくられるという話があったので、組合に対して無償譲渡というのは出来ないんですかね。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○議員（荒牧 泰範） 法面につきましては、草刈りについては、今度組合が出来たところで、面積割にて、町も含めて、そういう応分の負担をして、環境の保全活動はしていきます。

法面を無償譲渡して組合に管理するということになったときに、何を担保として、法面を譲渡、譲受するのかというところが、非常に微妙なことになって、じゃあ、崩れたら組合がきれいにしないといけないのかとか、いろいろ難しい問題もあろうかと思えます。

一つの御意見としてお承りしておこうと思います。

- 議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。
- 議員（荒牧 泰範） 公共の場の、テープの回っているところで、その表現をしづらかったんで、いみじくも町長に言って頂いて、僕は崩れたときのために譲渡したほうがいいと思うんですが、やっぱり将来のことを考えると、負の部分だけを持ち続けるというのは、僕は、町として問題があると思うので、ここはもう答弁は要りません。その部分も踏まえて、考慮いただきますよう要望して終わります。
- 議長（阿部 寛治） はい、町長、何か。
- 町長（三浦 正） 誤解があったらいけませんけれども、法面も十分環境を美化といたしましょうか、今度、いろは紅葉が大きく育った場合には、法面自体も、この一帯の中の非常に有効な財産として見れると思いますので、その辺についても考えながら、私どもは整備をしているということは、個人的な独り言として聞いてください。
- 議員（荒牧 泰範） 終わります。
- 議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後 1時33分

令和4年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月13日 (採決)

令和4年 第4回 定例会 会議録

日時 令和4年12月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩下勝正	2番	藤木高裕	3番	横山和輝
4番	品川静	5番	古屋宏治	6番	田辺弘之
7番	栗須信治	8番	村瀬敬太郎	9番	今長谷武和
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長		まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	松岡秀策
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	生野崇
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお執行部では、栗原会計課長が病気療養のため欠席しております。

本日の日程に入ります前に、12月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。発言内容を慎重に検討し、一部文言・字句等の訂正及び取消しを行っております。ご協力ありがとうございました。以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第52号「地方公務員の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第52号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。制定の主な内容は、職員の定年年齢を段階的に引上げ、65歳とする等の規定の整備を行うものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第53号「篠栗町職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○議長（阿部 寛治） 古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第53号「篠栗町職員の降給に関する条例の制定について」

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年齢引上げによる役職定年制に伴う職員の降給に関する規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することを賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第54号「篠栗町地域部活動準備委員会設置条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めま

す。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第54号「篠栗町地域部活動準備委員会設置条例の制定について」

本議案は、スポーツ庁による運動部活動の地域移行に関する検討会議並びに文化庁による文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、篠栗町立中学校における地域部活動移行を推進するための準備委員会を設置するにあたり、新たに本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、社会教育委員・スポーツ推進委員・スポーツ協会役員・文化協会役員等と協議を重ね、関係者のニーズや課題の把握、情報発信を行い、部活動の地域移行を段階的に進めるためのものであります。

なお、本条例については公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第55号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第55号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい

て」

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定するものであります。制定の内容は、実施区域で変更となる町名等について、改正を行うものであります。この条例については令和5年2月4日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第56号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第56号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和4年4月に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、公費負担に係る限度額が引上げられたことに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、選挙運動の公費負担に係る限度額が引上げられたことに伴い、政令に準じた改正を行うものです。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第57号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第57号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町立篠栗幼稚園・北勢門幼稚園を令和4年度末で廃園することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本条例にて設置されている町立幼稚園のうち篠栗町立篠栗幼稚園・北勢門幼稚園を削除するものであります。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 教育の機会均等という意味からすれば、当然、通園のための巡回バス等の代替措置等が必要だと思いますが、その辺りの審議はどうなっているか教えていただけますか。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） その点につきましては、この廃園になる時点から、父兄の方にはご説明されておりました、今のところ保護者の通園で済ませるようにしていると。そのような声が多く出てきた場合には、検討させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、いいですか。

はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 加えて、名称についての審査はなされておりますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） ただいま荒牧議員のご指摘でございますが、その点については議案にはございませんでしたので、発言を控えたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治）

はい、いいですか。

はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 名称についての審査があったのかどうかをお尋ねしているんです。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） その点については、ございませんでした。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 反対からよろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ反対討論です。

○議員（荒牧 泰範） 12番、荒牧でございます。

わが町篠栗は、元来全国的に類を見ない3小学校区、3幼稚園、3児童館という、幼少期の教育をするには、このうえない最上級の環境にございました。ただ、時の流れとともに、社会情勢も変わり、夫婦共働きが増えるとなると、幼稚園に預けることや、児童館に遊びに行かせることも難しくなりましたので、これが、使用率が下がるということは致し方ないことだと思います。がしかし、営利目的でやっているわけではないし、たとえ園児が1人になろうとも、教育をしてあげるのが篠栗町の務めであろうと思います。その意味からすると、私は3つそのまま存続していただきたいと、ただいろんな面から、よしんば一つにしなくてはならないということであれば、当然、教育の機会均等からして、今まで金出区の方は、保護者さんがお子さんを歩いて篠栗幼稚園に連れて行けばよかったものの、今度は金出区の方は尾仲までどうやって連れていくのか。裕福な家庭の方ならば、複数台、自動車があるからよろしいでしょう。ただし、そういう家庭でない方、弱者という言葉が適切かどうか分かりませんが、その方たちを救済するという意味では、当然、巡回バスはセットでなされるべきでありますし、機会均等・弱者救済の意味から、そこの裏づけがない1園への閉園というのは、私としては反対です。

加えまして、尾仲区にある体育館、あれは篠栗町立尾仲体育館ですか勢門体育館ですか、違いますよね、あれは篠栗町立町民体育館なんです。となると、残る一つがなぜ勢門幼稚園なのか、当然皆さんに均等に使ってくださいということであれば、名称は、篠栗町立篠栗幼稚園であるべきです。

以上の観点から、この案に強く反対を申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第58号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 5 8 号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町立児童館の指定管理者制度の運用に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。改正の主な内容は、放課後児童クラブ事業を指定管理者制度で運用することに伴い、利用者が申請する書類や、町が通知する書類等の様式を改めたこと及び入所に関する規定を改正するものでございます。この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 5 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 5 9 号「令和 4 年度篠栗町一般会計補正予算（第 6 号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 5 9 号「令和 4 年度篠栗町一般会計補正予算（第 6 号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,546 万 2,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 4 億 3 3 5 万 7,000 円とするもので

あります。

歳出における主な事業では、

障がい者福祉費、自立支援サービス給付に 8,000 万円。

消防費、地域防災計画及び国土強靱化計画印刷製本費に 110 万円。

教育費、各小学校の教室分割工事に 3,382 万 5,000 円、電子黒板等購入費に 581 万 3,000 円、記念体育館外壁調査委託料に 159 万 5,000 円。

主な歳入では、

地方交付税 6,317 万 7,000 円の増。

国庫支出金 3,826 万 8,000 円の増。

県支出金 2,199 万 7,000 円の増。

町債 130 万円の増、とするものでございます。

債務負担行為については、インボイス導入支援業務委託、庁舎環境衛生管理業務委託、庁舎耐震診断及び補強実施設計業務委託、春らんまんハイキング事業委託、指定ごみ袋製造、外国語指導助手派遣業務委託、小中学校 ICT 支援業務委託に 7,966 万 2,000 円を追加するものです。

地方債については、借入限度額を変更するものとして、地域活性化事業に 130 万円を追加するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 59 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第60号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第60号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,467万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,238万1,000円とするものです。

補正予算の内容は、傷病手当金、及び令和3年度分の精算に伴い、県交付金等の額が確定したことによる返還金の増額補正でございます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第61号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第61号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3

号)について」

本議案は、令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出21万4,000円を増額し、収益的支出の総額を8億4,660万2,000円とし、収益的支出額に対し2,068万5,000円の黒字予算とするものであります。補正予算の内容は、支出において人件費の増額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設・文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生、両常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生、両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次にお諮りします。

本会議中に、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって誤読などによる字句・数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和4年第4回定例会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」をはじめ条例案7件、「令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)」をはじめ令和4年度補正予算案3件の上程いたしました10議案のうちすべてにつきまして可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

議案第52号、議案第53号は、地方公務員の定年延長に関する議案でございました。民間企業においても定年延長が一般化する中、町職員の定年延長における公平性ある条例づくりは、町内民間企業の就業規則等の作成・運用の指針となるものであります。

議案第54号「篠栗町地域部活動準備委員会設置条例の制定について」は、部活動の地域移行に当たって、“地域の子供たちは学校を含めた地域で育てる”という意識のもと、篠栗町立中学校における地域部活動移行を推進するための準備委員会を設置するにあたり、所要の規定を整備するための条例の制定でございました。この取り組みが教師の働き方改革にもつながるものであることをしっかりと理解し、早期に篠栗町における生徒のスポーツ・文化活動の最適化を図りたいと考えております。

議案第57号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」の審議の中で、貴重な反対討論をいただきました。討論の趣旨をしっかりと受け止めて今後新たな体制の中で考えてまいりたいと思っております。

12月9日に粕屋保健福祉事務所から最新の新型コロナウイルス感染症感染者数の報告が届きました。発生届が限定された9月26日以降、発生届の対象でない陽

性者については、医療機関から居住地の報告はなされませんので、保健福祉事務所で把握が出来ている患者数のみの報告でございますが、ピークであった8月が2,084人、9月は487人、10月34人、11月93人、でございます。これまでの累計感染者数、11月末までですが、6,761人でございます。12月も11月と同レベルの感染者数になるのではないかと思います。

さて、第7次総合計画の策定も佳境に入ってまいりました。年内に予定している第4回審議会を経て、パブリックコメントを実施し、令和5年3月には答申を受け、4月から新たな総合計画実施の運びとなります。町行政のこれからの5年間の方向性をしっかりお示しできるよう、審議会においてまとめていただく予定でございます。

最後に、11月30日に監査報告会を受けました。令和3年度分の事務監査・工事監査におきましては、議会の皆様の厳正なチェックをいただきつつ、粛々と事業推進・予算執行を行ってまいりましたが、監査委員からは、数点の指導と意見をいただきました。概ね順調に事務遂行がなされているとの評価を受けました。そのなかで、石内代表監査委員は、私も敬愛する稲盛和夫氏の言葉を引用され、今後の行政事務における心構えを示唆していただきました。「ダブルチェックの原理」と「完全主義を貫く」この2点でございます。他の自治体で大きなミスが起こったことを例に、ダブルチェックの励行とミスのない事務への取り組みの重要性を説いていただき大変勉強になりました。令和4年度分以降も、石内代表監査委員、今長谷議選監査委員のおふたりには、こうした大所高所に立った視点から監査を行っていただいていることに改めて感謝いたします。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

今後に向けた課題もご提示いただいております。それらの解決に向けて、案件によっては議会の皆様にお諮りし、課題解決に向けて努力してまいる所存でございますので、引き続き、議会の皆様に於かれましてはご指導・ご協力を賜りますようお願いいたします。

今年も残すところ2週間余りでございます。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますようご祈念申し上げ、あわせて第8波の感染拡大がこれ以上広がらないことを祈り、来年こそウイズコロナの時代となりマスクを取って生活できる日常が戻ってくることを願ひまして、篠栗町議会令和4年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間のご審議どうもありがとうございました。

そして、今年1年間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和4年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

栗須 信治

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎
